

屋部小学校職員室改修工事（その１）

図 面 目 録

意 匠 図 面				電 気 設 備 図		機 械 設 備 図	
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A－１	建築改修特記仕様書（その１）	A－12	（１）展 開 図（改 修 後）	E－１	電気設備特記仕様書－１	M－１	機械設備特記仕様書－１
A－２	建築改修特記仕様書（その２）	A－13	（２）展 開 図（改 修 後）	E－２	電気設備特記仕様書－２	M－２	機械設備特記仕様書－２
A－３	建築改修特記仕様書（その３）	A－14	断 面 図（改 修 前）	E－３	電気設備特記仕様書－３	M－３	機械設備特記仕様書－３
A－４	建築改修特記仕様書（その４）	A－15	断 面 図（改 修 後）	E－４	電灯設備図（改 修 前）	M－４	機械設備特記仕様書－４
A－５	配 置 図 ・ 案 内 図	A－16	KEY PLAN・建具表（改修前）	E－５	電灯設備図（改 修 後）	M－５	給排水設備図（改 修 前）
A－６	仕上表（改 修 前 ・ 改 修 後）	A－17	KEY PLAN・建具表（改修後）	E－６	コンセント設備図（改 修 前）	M－６	給排水設備図（改 修 後）
A－７	１ 階 平 面 図（改 修 前）	A－18	KEY PLAN・棚詳細図（改修前）	E－７	コンセント設備図（改 修 後）	M－７	衛生器具機器表, 排水配管参考図（改修後）
A－８	１ 階 平 面 図（改 修 後）	A－19	棚 詳 細 図 １（改 修 前）	E－８	弱電設備図（改 修 前）	M－８	換 気 機 器 表
A－９	平面詳細図（改 修 前 ・ 後）	A－20	天井伏図（改 修 前 ・ 後）	E－９	弱電設備図（改 修 後）	M－９	換気設備図（改 修 前）
A－10	（１）展 開 図（改 修 前）	A－21	土間解体平面図（改修前）			M－10	換気設備図（改 修 後）
A－11	（２）展 開 図（改 修 前）	A－22	仮 設 計 画 配 置 図				

令和 7 年 度

名護市教育委員会教育施設課

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	表 紙 ・ 目 録
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1＝NO SCALE
摘 要				図 面 番 号	A－００
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名	N H O
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部							
令和6年7月改定版							
1 工事概要 (1) 工 事 名：屋部小学校職員室改修工事(その1) (2) 工 事 場 所：名護市宇屋部47番地（地域地区等：） (3) 敷 地 面 積：㎡ (4) 工 事 種 目：改修工事 ア 建築物 建築物の名称管理棟 主要用途小学校 構造及び階数鉄筋コンクリート造 2階 工事種別 建築面積㎡ 延べ面積㎡㎡ イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量		(4) 工事監理業務への協力等 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。))の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。 (10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。 (12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。 (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。 イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html		章 項 目 1 一般共通事項 1 適用基準等 2 工事実績情報の登録(1.1.4) 3 工事の一時中止に関する事項(1.1.9) 4 工事の余裕期間 5 概成工期(1.2.1) 6 品質計画等(1.2.2) 7 施工図等(1.2.3) 8 工事の記録(1.2.4) 9 電気保安技術者(1.3.3) 10 施工条件(1.3.5)		特 記 事 項 ・ 建築改修工事監理指針(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和6年版)(一社)公共建築協会 ・ 営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部 登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。 工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択・発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式ー1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。 図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速：V0＝ m/s (平12建告第1454号第2) (2) 地表面粗度区分： (3.5.4) (3.9.3) (5.13.5) (9.3.4) (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。 沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。 電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。 施工順序等の制約 ・無し ・有り【・現場説明書による・図示・】 工事車両の駐場所：・図示・現場説明書による・ 資材、機材置場：・図示・現場説明書による・ 建設発生土の仮置場：・図示・現場説明書による・ その他の施工条件：・図示・現場説明書による・	
11	施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)	12	交通安全管理(1.3.9)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 (令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)			
工事名称		屋部小学校職員室改修工事(その1)		工事年度		令和 7 年度	
工事場所		沖縄県名護市宇屋部地内		図面名称		建築改修工事特記仕様書(その1)	
発注機関		名護市教育委員会施設課		縮 尺		NO SCALE	
摘 要				図面番号		A-01	
検 印		管理建築士		設 計		製 図	
						設計者	
						資格者氏名 仲宗根 均	
				登録番号		一級建築士 大臣登録185394号	
				所 在 地		名護市大北四丁目27番28号	

1
一般共通事項へ続きへ

13
発生材の処理等(1.3.12)

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	
現場において再利用を図るもの	

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。

(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。

(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等ににより回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニユスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

(7) 建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称()
搬出先所在地()
運搬距離(km)
搬出先基準(条件)()
・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし

14
主任技術者・監理技術者

(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

19
石綿含有建材の事前調査(1.5.1)

20
施工数量調査(1.6.2)

21
技能士(1.7.2)

(1) 主任技術者・監理技術者へ続き

15
主任技術者等の資格

16
監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)

17
工事の保険等

18
ゆいくる材について

19
石綿含有建材の事前調査(1.5.1)

20
施工数量調査(1.6.2)

21
技能士(1.7.2)

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。

(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
【・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 ・請負業者賠償責任保険】
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。
(2) ゆいくる材の品質管理
ア ゆいくる材の品質管理にあつては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

(1)石綿含有建材の事前調査
調査の範囲【 ・施工範囲と同一 ・ 】
既存の設計図書の貸与【 ・有り ・無し ・ 】
石綿含有建材の調査報告書【 ・有り ・無し ・ 】
(2)分析調査
・ 「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222 第17号)

施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法
調査の範囲【 ・施工範囲と同一 ・ 】
調査の方法【 ・ 】

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	とび
鉄筋工	鉄筋施工
金属工事	内装仕上施工

22
化学物質の濃度測定(1.7.9)

23
完成時の提出図書(1.9.1)(1.9.2)(1.9.3)

24
設計図CADデータの貸与

25
情報共有システム

26
墜落制止用器具

27
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

28
建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

2
仮設工事

1
工事用水

2
工事用電力

(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数
測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指数値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
※完成図 ※安全に関する資料
(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。
(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。

種類	記入内容
詳細図	監督員との協議による。

(3) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。
(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。
(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書
(6) 建築物等の利用に関する説明書について
・ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。
(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。
なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
【インターネット環境】：ブロードバンド回線
【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10
【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge
情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)
・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。
・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。
・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

3
環境対策について

4
足場その他(2.2.1)(表2.2.1)

5
既存部分の養生(2.3.1)

6
仮設間仕切り(2.3.2)

7
監督員事務所(2.4.1)

3
防水改修工事

2
とい(3.8.2)(3.8.3)(表3.8.1)

3
アルミニウム製笠木(3.9.2)(表3.9.1)(3.9.3)

4
保証

5
その他

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。
(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。
(1) 内部足場【 ・ 脚立、足場板等 ・ 】
(2) 外部足場【 ・ 枠組足場 ・ くさび緊結足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 】
(3) 防護シート【 ・ 設置する ・ 設置しない 】
(4) 材料等の運搬方法： ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

備品等	養生方法、保管場所等
図示	図示

(1) 仮設間仕切り
設置箇所 種別 片面への塗装等の仕上げ 備考(厚さ等)
図示 ・ 有り ・ なし
・ 有り ・ なし

(2) 仮設扉
設置箇所 種別 備考

規模(m²)
床
仕上り 内壁・天井
屋根
備品の種類及び数量

(1) 防水改修工法の種類等
工法の種類・種別 施工箇所 材料の種類及び厚さ 備考

(2) シーリング改修工法の種類等
工法の種類 施工箇所 試験等
※簡易接着性試験 ・

(3) 既存下地の補修箇所の形状、長さ等は、図示による。(A-)
(4) 改修用ドレンを設ける場合：【 ・ 】
(5) 防水層の種類：【 ・ 】
(6) その他の材料等
・ 固定金具：(材質) (寸法)
・ 鉄線用シート：(材料)
・ 断熱材：(材質) (厚さ)
・ 立上り部保護：(材料) (工法等)
・ 脱気装置：(種類) (設置数)
・ 仕上げ塗料：(種類) (使用量)
・ 平場の保護コンクリート、保護モルタル：(厚さ等)

(1) といの材料等
材種 規格名称 材質 備考

(2) たてどい受金物の取付けは、図示による。
(1) 構成部材による種類：
(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。
種別：【 ・ A-1 ・ B-1 】
種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2 】 (JIS H 8602)

(3) 既存笠木撤去後の新規アルミニウム製笠木の地下補修の工法：押出し 形
(4) 固定金具の間隔及び固定方法は、図示による。
(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する
(2) 保証期間は、工事引渡し後【 ・ 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 ・ 】年間とする。
既設資材の処理及び処分方法：

工事名称 屋部小学校職員室改修工事(その1)

工事年度 令和 7 年度

工事場所 沖縄県名護市宇屋部地内

図面名称 建築改修工事特記仕様書(その2)

発注機関 名護市教育委員会施設課

縮 尺 NO SCALE

摘 要

図面番号 A-02

名 称 NHO

資格者氏名 仲宗根 均

登録番号 一級建築士 大臣登録185394号

所 在 地 名護市大北四丁目2番28号

検 印

4
外壁
改修
工事

1
外壁改修工法の種類等
(4.1.4)

(1) コンクリート打放し仕上げ外壁
(4.2.2)～(4.2.8)
改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項
ひび割れ部改修
欠損部改修
・自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂の注入量:注入口1箇所当たり【
】mm
・手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔:【
】mm
・機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔:【
】mm
(2) モルタル塗り仕上げ外壁
(4.3.2)～(4.3.16)
改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項
ひび割れ部改修
欠損部改修
浮き部改修
目地改修工法
(3) タイル張り仕上げ外壁
改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項
ひび割れ部改修
欠損部改修
浮き部改修
目地改修工法
(4) タイルの種類
施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考
・タイルの試験張り:【・行う ・行わない】
・タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】
・外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験:【
】
(5) タイル張り工法
タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等
(6) 塗り仕上げ外壁
(4.5.2)～(4.5.6)
仕上塗材の種類 種類 (呼び名) 仕上げの形状 工法 下地処理の方法等
2 外壁改修塗り仕上げの種類
(4.1.5)
3 その他

改修後の新規仕上の種類:
既設資材の処理及び処分方法:

5
建具
改修
工事

1 改修工法
(5.1.3)
2 防火戸等
(5.1.4)(5.1.7)
3 見本の製作等
(5.1.5)
4 アルミニウム製建具
(5.2.2)
(5.2.4)
(5.2.5)
(表5.2.2)
5 樹脂製建具
(5.3.2)
(表5.3.1)
(表5.3.2)
(表5.3.3)
(5.3.4)
(5.3.5)

【・かぶせ工法 ・撤去工法】
・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法:【
】
(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。
(1) 建具見本の製作:【・行う ・行わない】
(2) 特殊な建具の仮組:【・実施する ・実施しない】
(1) 建具の性能等
種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所
(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級
ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考
・防音ドアセット
・断熱ドアセット
・耐震ドアセット
(3) 外部に面する建具の表面処理の種類及び複合皮膜の種類
種別:B-1
複合皮膜の種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法:
(5) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。
(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等
種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所
(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級
ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考
・防音ドアセット
・断熱ドアセット
・耐震ドアセット
(3) 表面色:
(4) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。

6 内装改修工事

6
鋼製建具
(5.4.2)
(表5.2.1)
(表5.4.1)
7 鋼製軽量建具
(5.5.2)
(5.5.3)
8 ステンレス製建具(5.6.2)
(表5.2.1)
(表5.4.1)
9 木製建具
(5.7.2)
10 建具用金物
(5.8.2)
(5.8.3)
(表5.8.1)
11 鍵
(5.8.4)
12 自動ドア開閉装置
(5.9.2)(表5.9.4)
13 シャッター
(5.11.2)(5.12.2)
(5.12.4)
14 オーバーヘッドドア
(5.13.2)
15 ガラス
(5.14.2)(5.14.4)
(5.14.5)
16 その他

(1) 建具の性能等
施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)
(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級
ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考
・簡易気密型ドアセット
(3) 鋼板の種類:【・JIS G 3302 ・JIS G 3317】
(1) 建具の性能等
種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所
(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級
ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考
・簡易気密型ドアセット
(3) ビニル被覆鋼板:【・使用する ・使用しない】
(4) カラー鋼板の適用:【・使用する ・使用しない】
(1) 建具の性能等
施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)
(2) 表面仕上げ:【※HL ・パイブレーション ・鏡面 ・
】
(1) かまち戸
かまちの樹種: 、鏡板の樹種:
(2) ふすま
上張りの種類: 、縁の仕上げ:
(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法
形式 金物の種類 見え掛り部の材質 備考
図示 図示
(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。
(1) マスターキー:【・製作する ・製作しない】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。
(1) 戸の開閉方法:【・引戸 ・開き戸 ・折戸】
(2) センサーの種類:
(1) シャッターの種類:【・重量() ・軽量】
(2) 耐風圧強度:
(3) 重量シャッターの場合のシャッターケース:
【・設ける ・設けない】
スラットの形状:
【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型】
(1) 耐風圧性能の区分:
(2) 開閉機能:【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】
(3) 収納形式による区分:
(1) ガラスの種類及び厚さ等
ガラスの種類 厚さ等 備考
型板ガラス・フロート板が t=4 ・ t=5
(2) ガラス留め材
建具の種類 材種
木製 シリコン1成分形
(3) 熱線反射ガラスの映像調整:
(4) ガラスブロックの材料及び工法
表面形 呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カバー
(5) ガラスブロック積みに用いる化粧目地モルタルの色:
既設資材の処理及び処分方法:

既設資材の処理及び処分方法:

(表6.5.2)
③造作用集成材
【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】
【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材
・化粧ばり構造用集成材 ・
】
施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ
図示
(4) 造作用単板積層材
【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】
施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理
(5) 床張り用合板等【・普通合板 ・構造用合板】
施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等
(6) パーティクルボード
施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強度 接着剤 難燃性
(7) 構造用パネル
施工箇所 厚さ 等級
(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行)Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理
(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。
(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。
木材処理(防蟻・防虫)
(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材
(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所にに対し、現場にて木材保存剤を塗布する。
(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。
(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。
(1) 屋外の軽量鉄骨天井下地
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 野縁の間隔 備考
(2) 既存の埋込みインサート:【・使用する ・使用しない】
(3) あと施工アンカーの引抜き試験:
【・行う(荷重 N程度) ・行わない】
(4) 各補強の方法は、図示による。
(1) ビニル床シートの材料及び工法
施工箇所 種類の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用
・有り ・無し
・有り ・無し
②ビニル床タイル、ゴム床タイル
施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
図示 図示 図示
(3) 特殊機能床材の適用:
【・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】
施工箇所 種類(・形状) 厚さ等

(表6.5.2)
③土壌の防蟻処理
④防腐・防蟻・防虫処理(6.5.5)
⑤防蟻処理、防虫処理の施工及び保証
⑥軽量鉄骨天井下地
(6.6.3)(6.6.4)
⑦ビニル床シート等
(6.8.2)(6.8.3)

8 カーペット敷き
(6.9.3)
(表6.9.1)
(表6.9.2)
9 合成樹脂塗床
(6.10.3)
10 フローリング張
11 フローリングボードの特殊張り
12 畳敷き(6.12.2)
⑬せっこうボード、
その他ボード及び合板張り
(6.13.2)(6.13.3)
(表6.13.5)
⑭壁紙張り
(6.14.2)
⑮モルタル塗り
(6.15.3)(6.15.6)
16 タイル張り
(6.16.2)(6.16.3)
(6.16.5)
(表6.16.4)
17 セルフレベリング材塗り
(6.17.3)
(表6.17.1)
18 その他

施工箇所 カーペットの種類・種別 厚さ パイル形状等 工法
・グリッパ― ・全面接着
・グリッパ― ・全面接着
(1) 帯電性の適用【・有り ・無し】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。
エポキシ樹脂系塗床の仕上の種類:
施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)
体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。
(1) 畳の種別【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別:)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。
(1) せっこうボード
規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類
(2) 合板の種類
合板の名称 施工箇所 その他の仕様
※図示(A-)による。
※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第6章第3項及び第4項を適用する。
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:
【・
】
品質及び防火性能:【
】
(1) 既製目地材の適用及び形状:
(2) 床の目地の設置及び工法:
(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。
(2) タイルの種類
施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考
(3) タイルの試験張り:【・行う ・行わない】
(4) タイルの見本焼き:【・行う ・行わない】
(5) 壁タイル張りの工法等
タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等
(1) セルフレベリング材の塗厚:
既設資材の処理及び処分方法:

⑦塗装改修工事
①塗装の種類及び種別
(7.1.4)(7.2.2)～(7.13.2)
2 保証
3 その他

工事名称 屋部小学校職員室改修工事(その1) 工事年度 令和 7 年度
工事場所 沖縄県名護市宇屋部地内 図面名称 建築改修工事特記仕様書(その3)
発注機関 名護市教育委員会施設課 縮 尺 NO SCALE
摘 要 図面番号 A-03
検 印 管理建築士 設 計 製 図 設 計 者 名 称 NHO
資格者氏名 仲宗根 均
登録番号 一級建築士 大臣登録185394号
所 在 地 名護市大北四丁目27番28号

8

耐震改修工事

1

既存部分の撤去等

2

材料及び品質

(表8.2.1)

(8.3.4)(8.4.2)

(表8.3.4)

(8.4.2)(8.4.3)
(8.3.8)

(8.2.2)

(8.2.4)

(8.12.4)

(8.1.3)(8.9.1)
(表8.1.1)
(表8.9.1)

(8.1.4)(表8.1.4)
(8.7.8)

(8.2.18)

(8.2.8)(表8.2.7)

(8.17.4)
(8.18.2)(8.18.3)

(8.2.14)

(8.2.9)(8.13.2)

(8.14.2)

(1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の位置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2)

(2) 既存部分の目荒らしの程度:(8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)

(3) 既存部の取り合い部分の割製補強筋の仕様:(8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)

(1) 鉄筋
ア 鉄筋の種類等

種類の記号	呼び名(mm)	備考
SD295A	D10・D13	

イ 鉄筋の継手

施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)
土間	重ね継て	40d

ウ 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 】
エ 帯筋組立の形

施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項
	【 ・ (参ー.)による。 ・ 図示】	

オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。
カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法:
キ 圧接部の超音波探傷試験:【 ・行う ・行わない 】
ク 機械式継手の種類: ・図示 ・
(2) 溶接金網

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考

(3) あと施工アンカー
ア あと施工アンカーの材料

種類	引張耐力	せん断耐力	径・埋込み深さ	アンカー及び接合筋	確認強度
金属系					
接着系					

イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ:【 ・ 】
ウ あと施工アンカーの性能確認試験:【 ・実施する ・実施しない】
エ 埋込み配管等の探查の範囲及び方法は、図示による。
(4) コンクリート
ア コンクリートの種類等

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度(Fc)	施工部位
普通コンクリート	※Ⅰ類	21	土間
・軽量コンクリート	・Ⅱ類		
・普通コンクリート	※Ⅰ類		
・軽量コンクリート	・Ⅱ類		
・普通コンクリート	※Ⅰ類		
・軽量コンクリート	・Ⅱ類		

イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。
ウ セメントの種類:
【 ※普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種 ・フライアッシュセメントB種の適用箇所:【 ・ 図示 ・ 】
エ フライアッシュセメントB種の適用箇所:【 ・ 図示 ・ 】
オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・ B
カ コンクリート打放し仕上げの種類等

仕上げる種別	打増し厚さ	施工部位	備考

キ 軽量コンクリート

施工部位	種類	気乾単位容積質量
	・1種 ・2種	

ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所: ・ 図示 ・ 】
ケ コンクリートの打込み工法:【 ・流込み工法 ・圧入工法】
(5) 鋼材
ア 鋼材の種類等

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

イ 錆止め塗料の種類:【 ・ A種 ・ B種 】
ウ 耐火被覆の種類及び性能

種類	所要性能及び摘要箇所

エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験:
(6) 高力ボルト
ア 高力ボルトの種類等

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験 : 【 ・実施する ・実施しない 】
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【 ・ 図示 ・ 】

(8.15.3)
(8.15.4)(8.15.7)
(8.15.12)

(8.17.4)
(8.18.2)(8.18.3)

(8.20.5)

(8.2.6)
(8.2.13)

3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
(8.21.8)(8.21.10)
(8.3.7)

4 鉄骨ブレース設置工事
(8.13.10)(8.22.9)

5 柱補強工事
(8.23.5)(8.23.6)
(8.23.7)(8.24.7)

6 耐震スリット新設工事
(8.25.2)

7 免震・制震改修工事
(8.26.7)(8.26.10)
(8.26.13)(8.27.4)
(8.27.6)(8.27.8)
(8.26.7)(8.27.4)
(8.26.16)(8.27.9)
(8.26.15)

8 既存杭の撤去等
(8.28.2)

9 その他

9 環境配慮工事

1 石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

2 石綿含有吹付け材の除去
(9.1.3)

3 石綿含有保温材等の除去
(9.1.4)

4 石綿含有成形板の除去(9.1.5)

(7) 溶接
ア 技能資格者の技能付加試験:【 ・行う ・行わない 】
イ 開先の形状等

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

ウ 錆止め塗料の種類:【 ・ A種 ・ B種 】
エ 耐火被覆の種類及び性能

種類	所要性能及び摘要箇所

オ 熔融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:【 ・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】
(8) モルタル及びグラウト材
ア モルタルの圧縮強度及びフロー値:
(9) 連続繊維補強材

材料	工法	引張り強度	ヤング係数	備考

ア 強度試験の実施:【 ・引張強度試験 ・付着強度試験 (試験数量:)】
(1) コンクリートの打込み及び仕上げ

打込み工法の種類	増設工事後の仕上げ	備考

(2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。
(1) 仮組:【 ・実施する ・実施しない 】
(2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。

工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)

スリット幅	深さ	耐火材使用箇所	仕様	遮音材使用箇所	仕様

(1) 支承材又は減衰材

材質	諸元	防錆処置	寸法許容差	設置後の仕上げ

(2) 性能確認試験の項目及び数量:【 ・ 】
(3) 製品検査

項目	内容	判定基準	検査頻度等

(4) 支承材の耐火被覆の適用:【 ・有り(仕様:) ・なし】
(5) 検査の項目及び数量:【 ・ 】
(6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。
(1) 撤去範囲及び撤去方法:図示による。
既設資材の処理及び処分方法:

5 外断熱改修工事
(9.2.2)
(9.2.3)(9.2.4)

6 断熱・防露改修工事

7 屋上緑化改修工事
(9.4.2)(9.4.3)

8 透水性アスファルト舗装改修工事
(9.5.3)
(9.5.4)(9.5.5)
(9.5.9)

10 その他

1 県産瓦葺
(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。
(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
【 ・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

断熱材

種類	厚さ	外装材種類	防火性能	備考

既存外壁仕上材撤去

下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ

工法

断熱材の種類	厚さ

芝等の種類

見切り材等	かん水装置	既存保護
-------	-------	------

管 理 棟 仕 上 表

〔既 設〕内 部 仕 上 表										
階	室 名	床 高	天井高	床	巾 木	壁	廻 り 縁	天 井	備 考	施 工 内 容
1	男子トイレ(職員用)	FL-20	2.500	50角磁器質タイル貼り	—	200×250陶器質タイル貼り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚サ5mmケイカル板目透し張り EP塗り	室名札(平付) 框 100×30	内部仕上解体撤去 CB壁 解体撤去
	女子トイレ(職員用)	FL-20	2.500	同 上	—	同 上	同 上	同 上	室名札(平付) 框 100×30	
	女子更衣室	FL±0	2.500	厚サ2.5mm ビニール床シート張り	ビニル巾木(H=75)	コンクリート面打放し補修の上 EP塗り、一部 CB面 厚サ20mm モルタル金ゴテ仕上げの上 EP塗り	同 上	同 上	室名札(平付)	内部仕上解体撤去 CB壁 解体撤去
	男子更衣室	FL±0	2.500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	室名札(平付)	
	女子シャワー室	FL-50	2.550	50角磁器質タイル貼り	—	200×250角陶器質タイル貼り	同 上	同 上		内部仕上解体撤去 CB壁 解体撤去
	男子シャワー室	FL-50	2.550	同 上	—	同 上	同 上	同 上		
	備 品 室	FL±0	2.500	同 上	ビニル巾木(H=75)	コンクリート面打放し補修の上 EP塗り、一部 CB面 厚サ20mm モルタル金ゴテ仕上げの上 EP塗り	同 上	軽量鉄骨下地(19形) 79.5mmPB捨て張り 79.0mmロックウール吸音板張り	室名札(平付)	内部仕上解体撤去 CB壁 解体撤去(更衣室側)
	休 憩 室 (畳 間)	FL+400	2.600	厚サ15mm 杉板下地 厚サ60mm 畳敷き(6帖)	畳寄せ:35×60 木製	厚サ5mm 化粧合板張り	同 上	同 上		床組・畳敷き解体撤去 壁 一部解体撤去
	廊 下	FL±0	2.900	厚サ2.5mm ビニール床シート張り	ビニル巾木(H=75)	コンクリート面打放し補修の上 EP塗り、一部 CB面 厚サ20mm モルタル金ゴテ仕上げの上 EP塗り	同 上	同 上	室名札(平付)	内部仕上解体撤去 CB壁・RC壁 解体撤去

注)
※ 休憩室及び廊下の一部に、施工期間中養生仮設壁を設置する事。[65型LGS(H2900) 9.5mmPB仕上 (両面)]
※ 土間配筋復旧の定着及び余長分を、確保し土間解体撤去する事。

〔改 修〕内 部 仕 上 表										
階	室 名	床 高	天井高	床	巾 木	壁	廻 り 縁	天 井	備 考	
1	男子トイレ(職員用)	FL±0	2.500	コンポジションビニル床タイル 厚サ 2.0mm×303×303	ビニル巾木(H=75)	G L 工 法 厚サ12.5mm P B 張りの上、クロス張り 軽量鉄骨壁下地 (50形・75形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚サ 5.0mmケイカル板目透し張り EP塗り	室名札(突出型) 260×80	
	男子更衣室	FL±0	2.500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	室名札(平付型) 260×80 6人用ロッカー-[コケヨ LK-6F1]— 3 台	
	男子シャワー室	FL+290	2.030	A Wバ ス シャワールーム (SⅡ 0812) [Panasonic シャワールーム 同等品以上]					サニタリ水栓、シャワーヘッド、角型ミラー(W356×H457) タイル掛け、収納棚(2個)、丸筒型照明、換気扇	
	女子トイレ(職員用)	FL±0	2.500	コンポジションビニル床タイル 厚サ 2.0mm×303×303	ビニル巾木(H=75)	G L 工 法 厚サ12.5mm P B 張りの上、クロス張り 軽量鉄骨壁下地 (50形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚サ 5.0mmケイカル板目透し張り EP塗り	室名札(突出型) 260×80	
	女子更衣室	FL±0	2.500	同 上	同 上	コンクリート面打放し補修面清掃の上、EP塗り 軽量鉄骨壁下地 (50形・75形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	同 上	同 上	室名札(平付型) 260×80 6人用ロッカー-[コケヨ LK-6F1]— 7 台	
	女子シャワー室	FL+290	2.030	A Wバ ス シャワールーム (S2 0812) [Panasonic シャワールーム 同等品以上]					サニタリ水栓、シャワーヘッド、角型ミラー(W356×H457) タイル掛け、収納棚(2個)、丸筒型照明、換気扇	
	多機能トイレ	FL±0	2.500	コンポジションビニル床タイル 厚サ 2.0mm×303×303	ビニル巾木(H=75)	G L 工 法 厚サ12.5mm P B 張りの上、クロス張り 軽量鉄骨壁下地 (50形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚サ 5.0mmケイカル板目透し張り EP塗り	室名札(突出型) 260×80	
	休 憩 室	FL±0	2.900	同 上	同 上	腰窓下：(胴縁組) 厚サ5mm 化粧合板張り 収 納：軽量鉄骨壁下地 (50形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	同 上	同 上	収納棚 (4 段) (扉無-棚板のみ)	
	廊 下	FL±0	2.900	同 上	同 上	G L 工 法 厚サ12.5mm P B 張りの上、クロス張り 軽量鉄骨壁下地 (75形) 厚サ 12.5mm P B 張りの上、クロス張り	同 上	同 上		

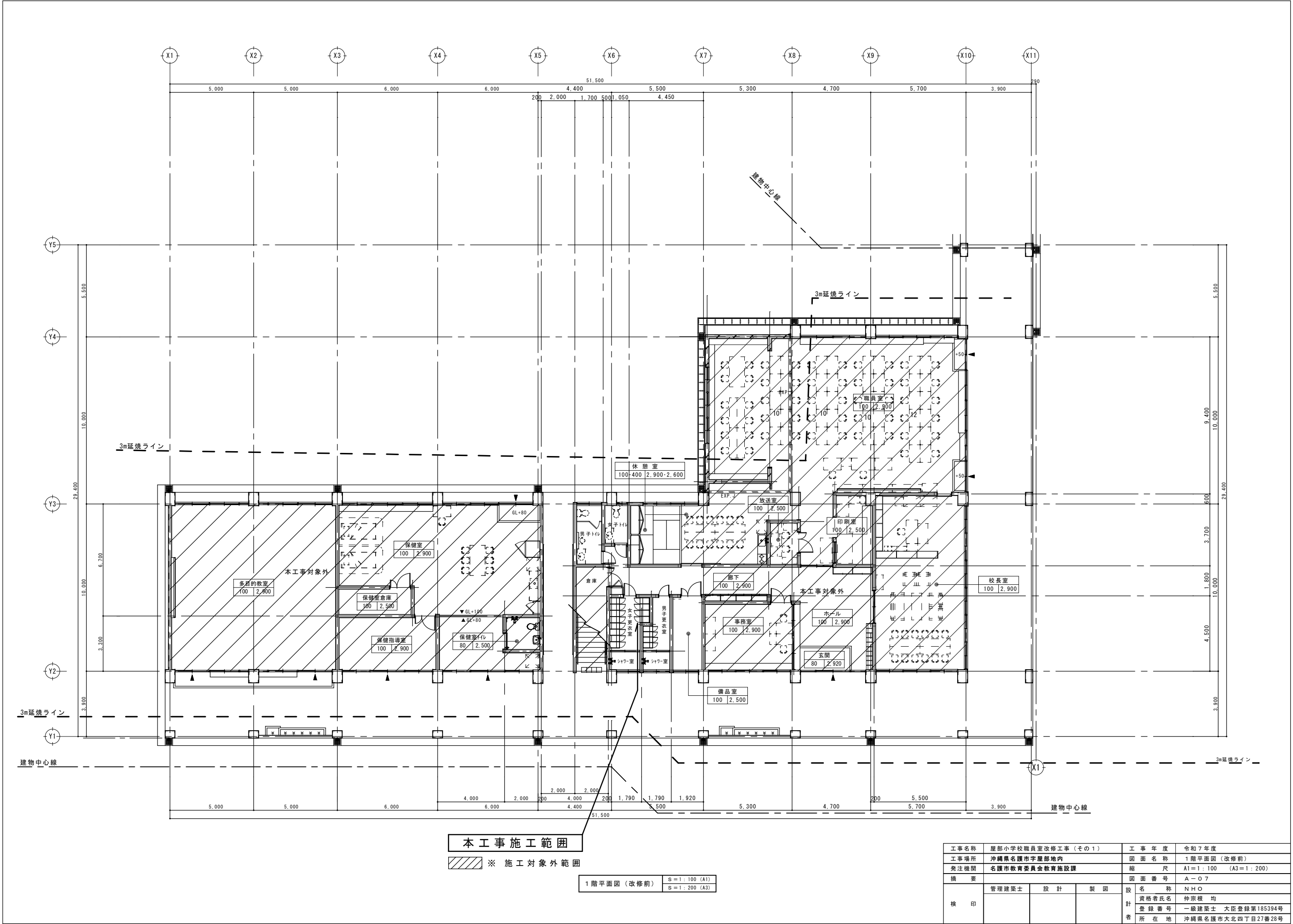
・ 特 記 事 項

※ A Wバ ス シャワールーム (SⅡ 0812) 同等品以上を使用する事。
※ 6 人用ロッカー (LK-6F1) 同等品以上を使用する事。
※ コンポジションビニル床タイルとビニル床シート(既存)との繋ぎ部分は、現場施工合わせ処理とする事。

注)
※ 造作材：特記なきものは、メラミン-CL仕上げとする。
※ 構造材：特記なきものは、すべて杉材とする。
※ 構造材、造作材は、防虫・防腐・防蟻処理を施す事。
※ 土間下。土壌処理及びサニエーションシート敷きとする。
※ P タイル仕上の下地はコンクリート金ゴテ薄物仕上とする。[ユニットシャワー：土間仕上は木ゴテ厚物仕上げとする。]
※ 軽量鉄骨天井下地の野縁間隔は下地張りのある場合は@360mm、下地張りのない場合は@300mmとする。

※ シックハウス対策における内装仕上の制限に抵触する材料はF☆☆☆☆建材とする。
※ シックハウス対策における天井裏等の制限に抵触する材料はF☆☆☆☆以上の建材とする。
※ 内部塗装材料は、文部科学省室内濃度指針値以下とする。
※ 壁(クロス下地の合板を含む)および天井の仕上げ材は消防法の内装制限(難燃)以上の材料を使用する。
※ その他上記以外、特記仕様書、図面による。

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	仕上表（改修前・改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1＝1：100 （A3＝1：200）
摘 要				図 面 番 号	A－06
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名	名 称 N H O
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

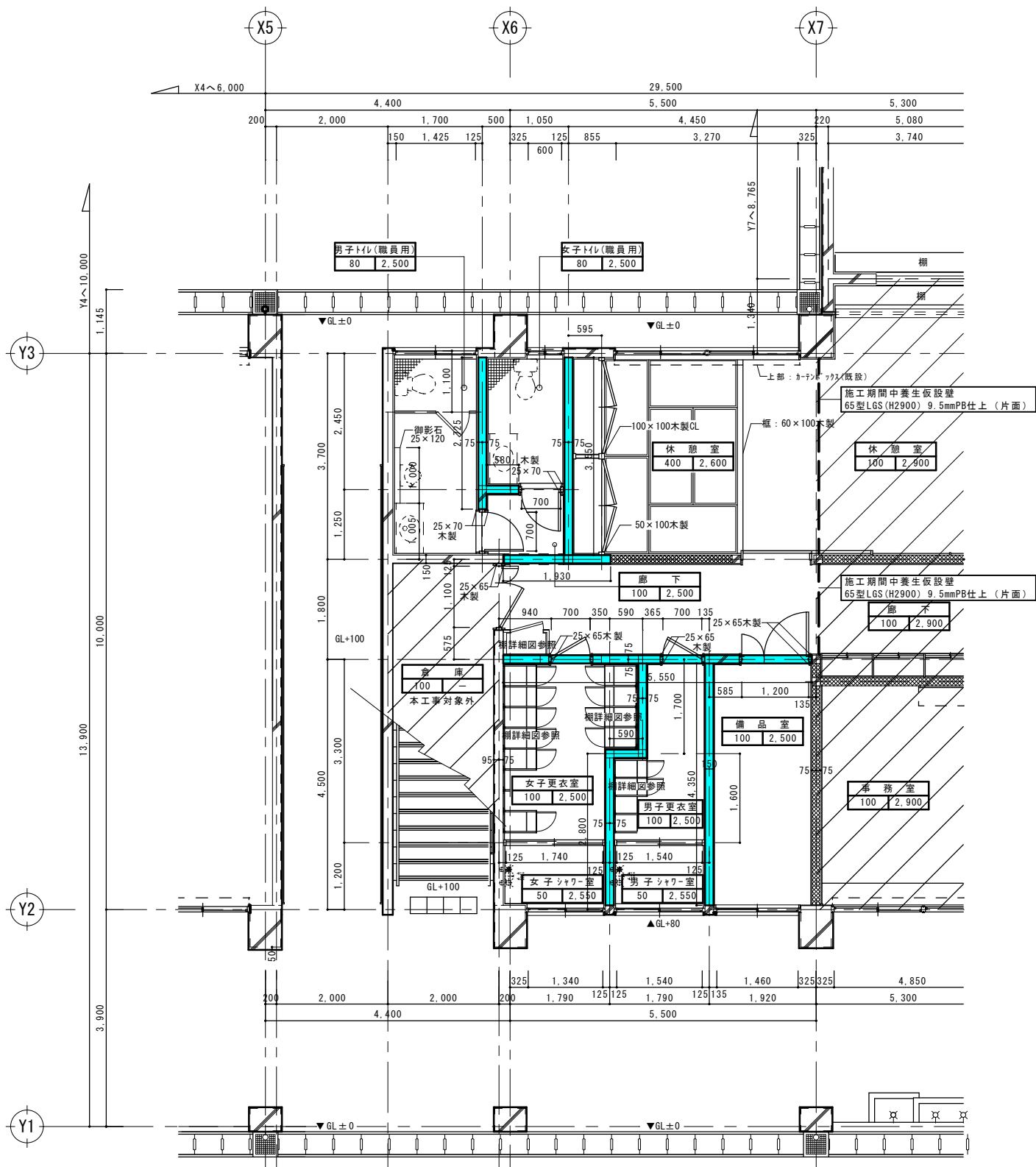


本工事施工範囲

※ 施工対象外範囲

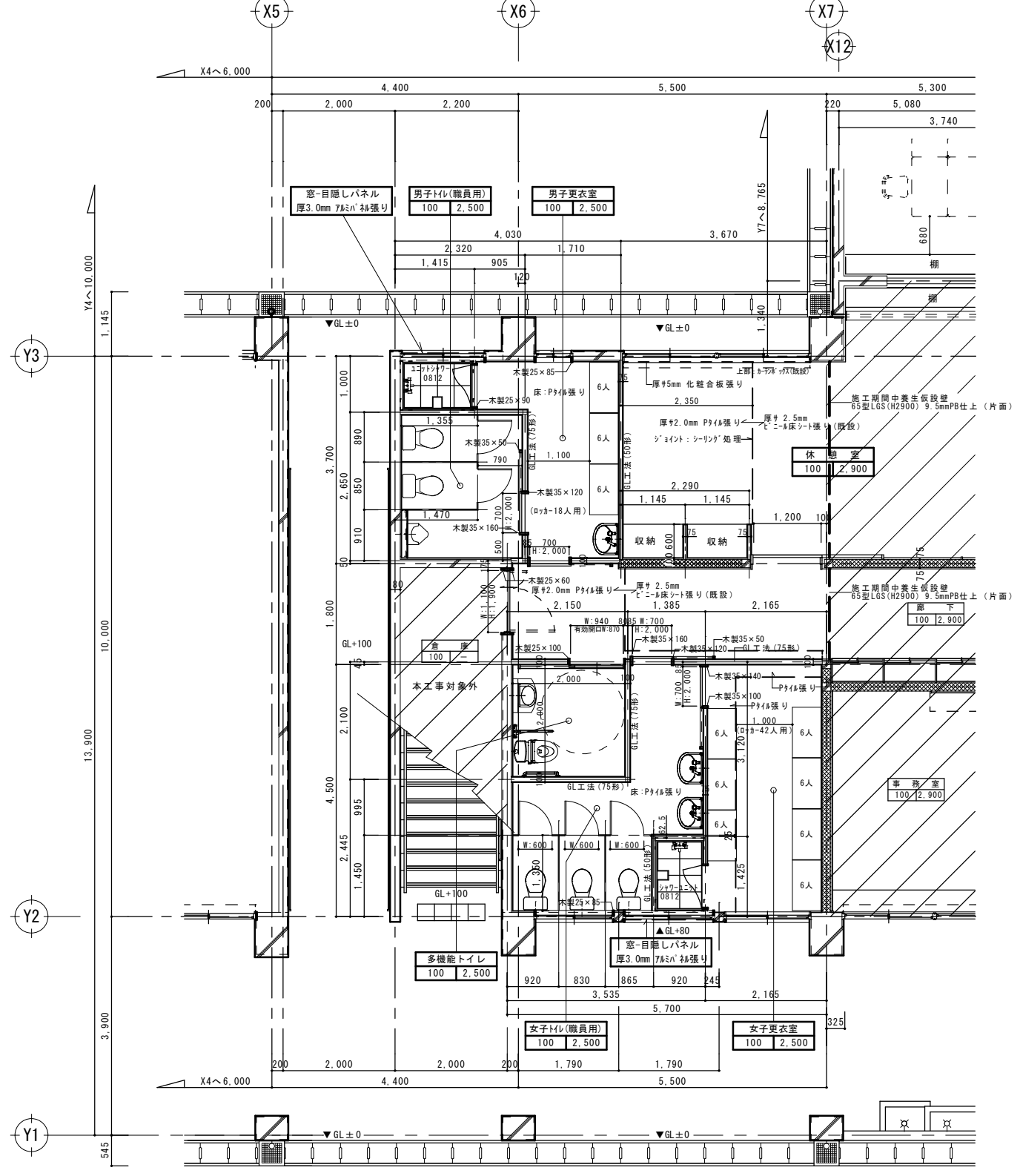
1階平面図（改修前）
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）		工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内		図面名称	1階平面図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘要			図面番号	A-07
検印	管理建築士	設計	設計者	名称
				NHO
				資格者氏名
				仲宗根 均
				登録番号
				一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地
				沖縄県名護市大北四丁目27番28号

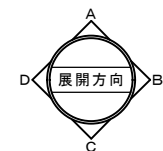


(1) 平面詳細図 (改修前)

※ 養生仮設壁
B種 軽鉄下地+B種(片面)石こうボード

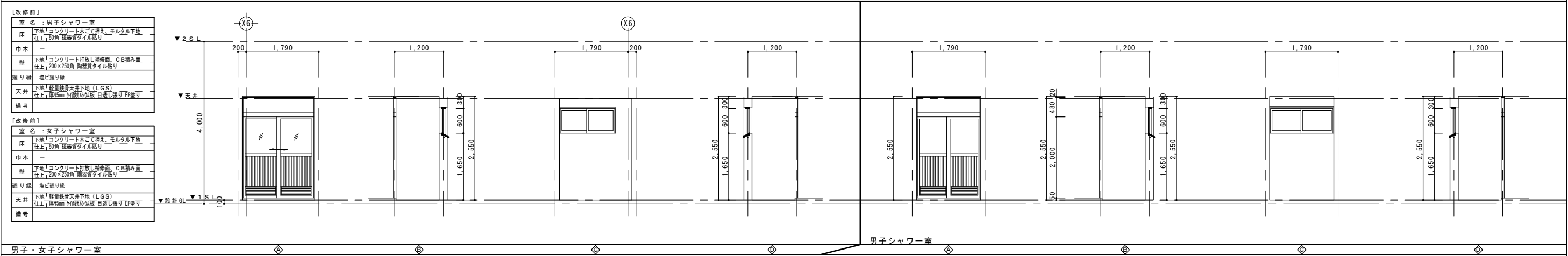
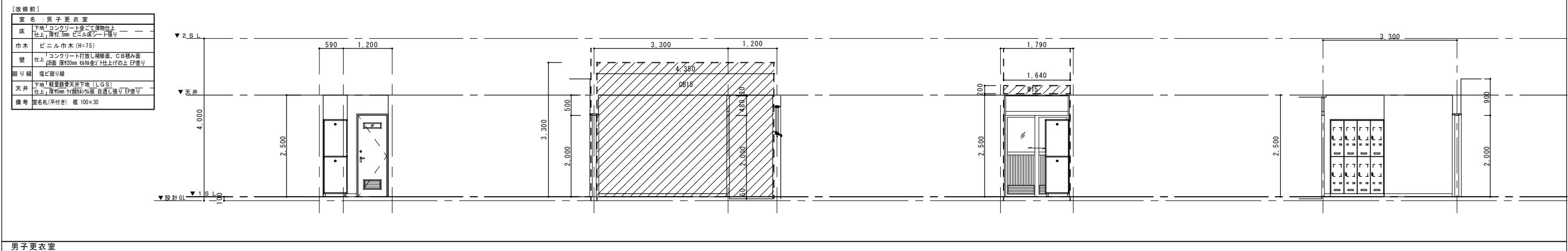
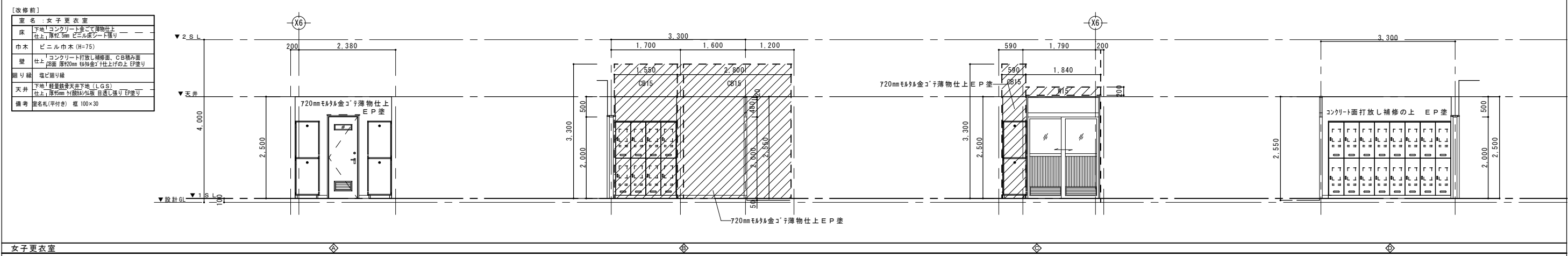
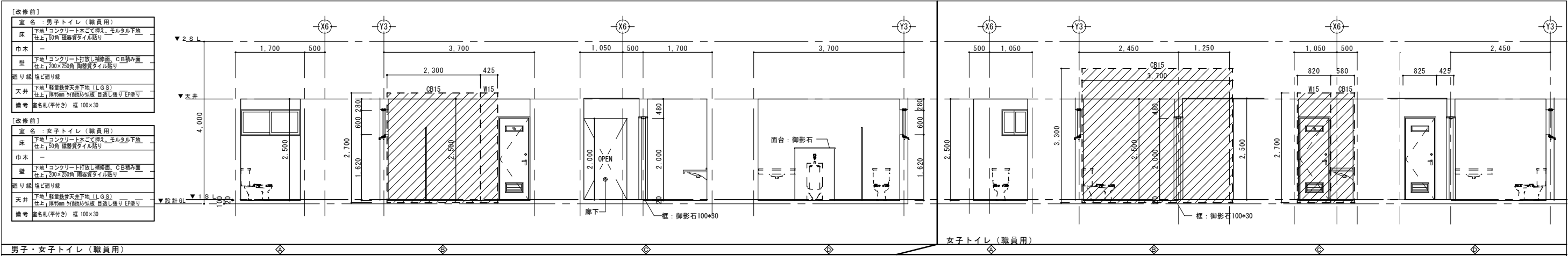


(1) 平面詳細図 (改修後)

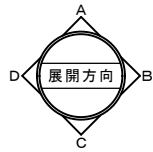


- C B150 撤去部分を示す
- 本工事対象外部分を示す
- (既設)ビニル床タイルとPタイルとの取り合いシーリング処理を施すこと。

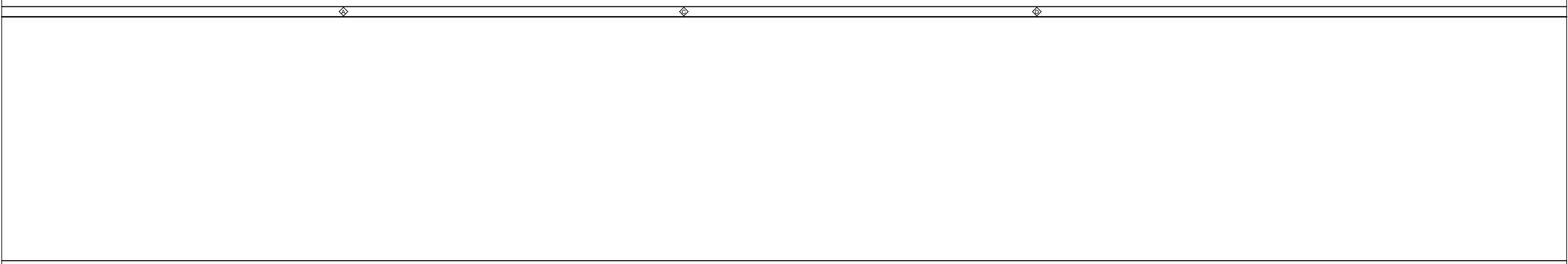
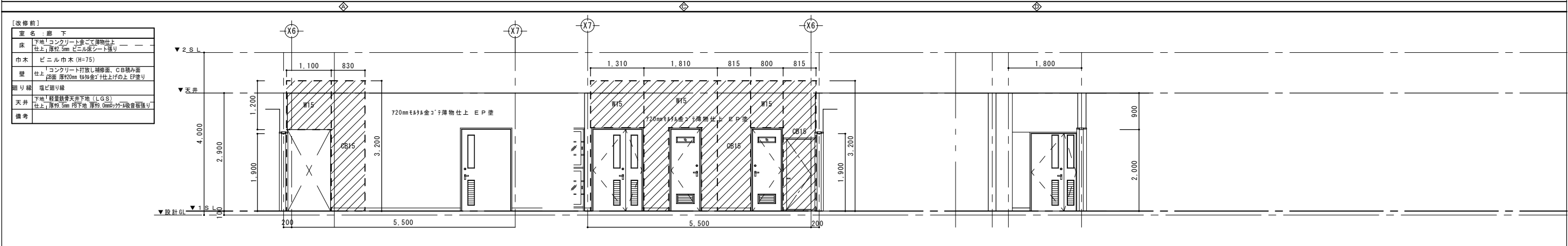
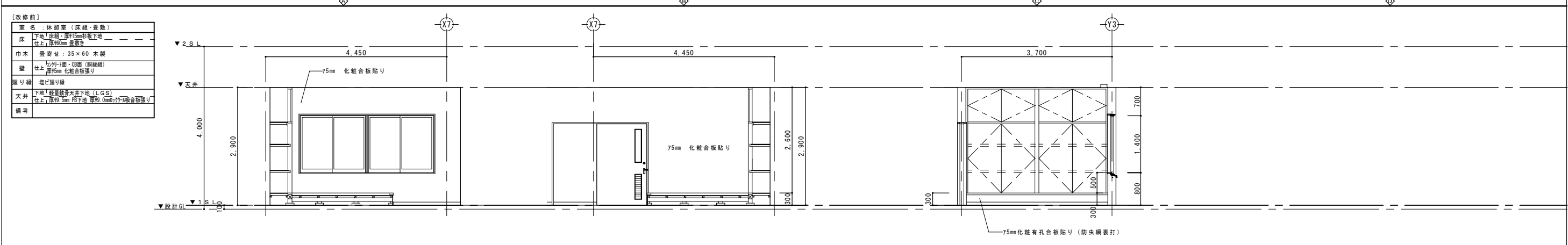
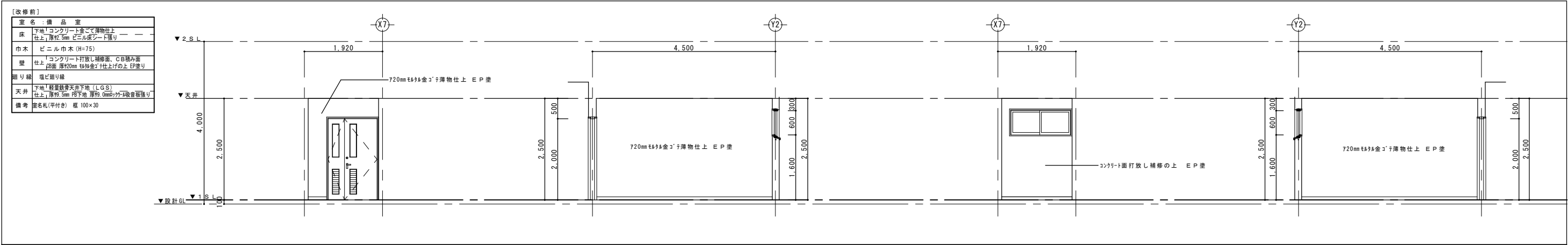
工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	平面詳細図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	A-09
検印	管理建築士 設計 製図	設計者	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



RC壁・CB壁 撤去部分を示す



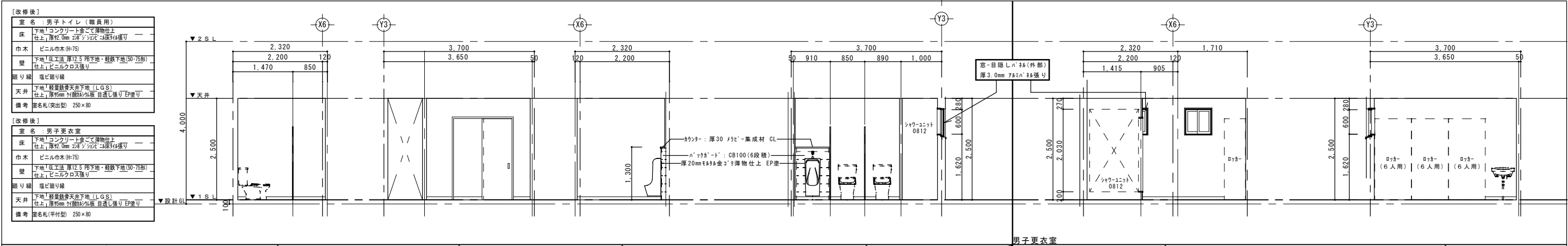
工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	(1)展開図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1：50（A3=1：100）
摘要		図面番号	A-10
検印	管理建築士	設計	資格者氏名 NHO
		製図	資格者氏名 仲宗根 均
			登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号



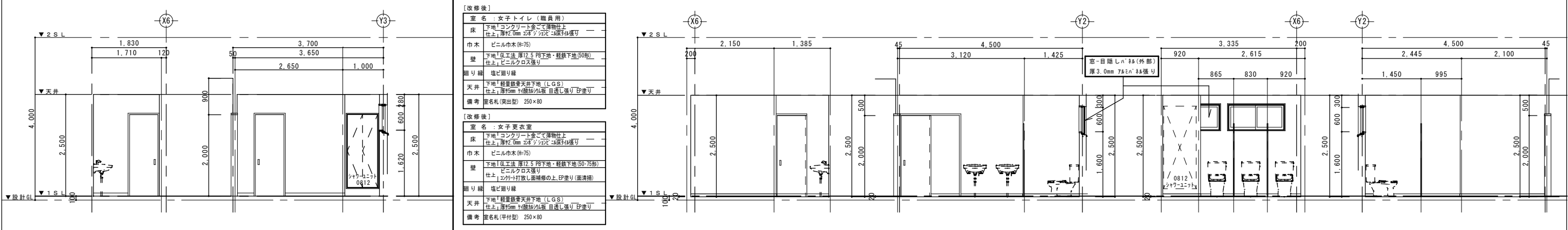
RC壁・CB壁 撤去部分を示す

展開方向

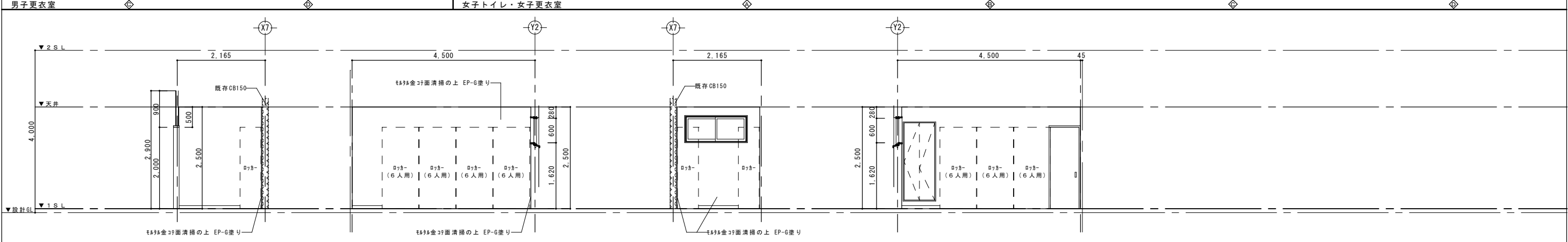
工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度				
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	(2)展開図 (改修前)				
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)				
摘要		図面番号	A-11				
検印	管理建築士	設計	設計者 名称 資格者氏名 登録番号 所在地				



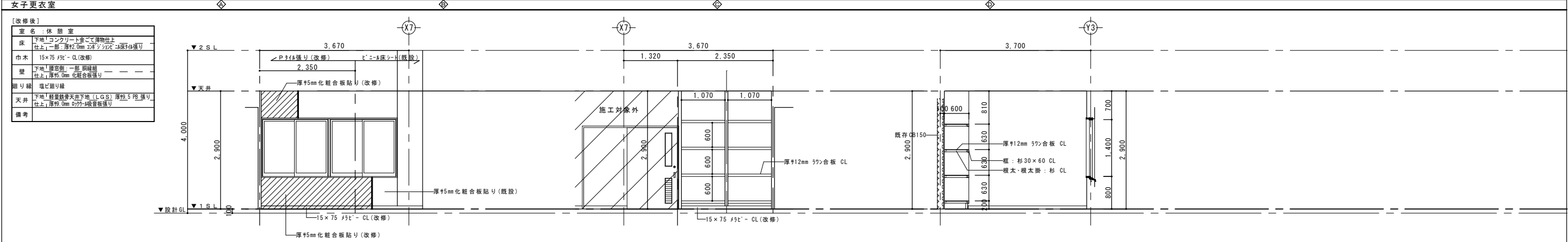
男子トイレ・男子更衣室



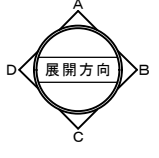
男子更衣室



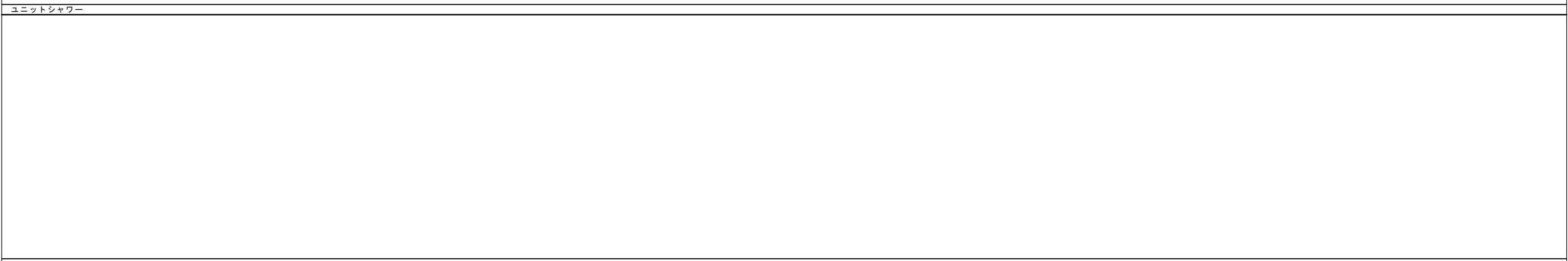
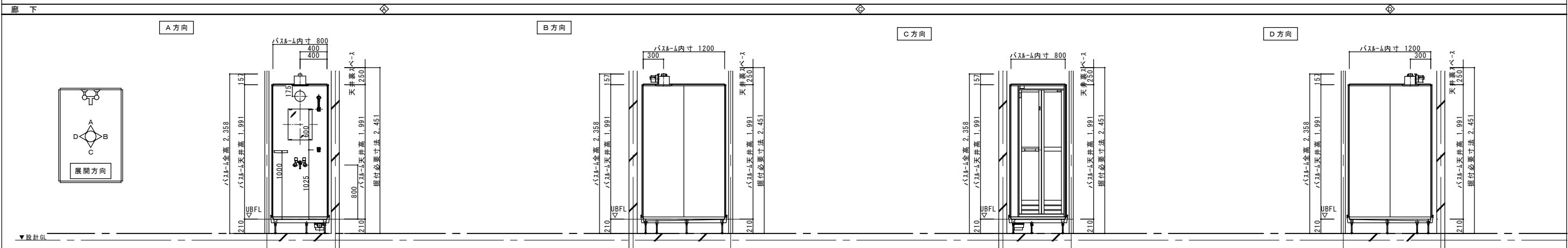
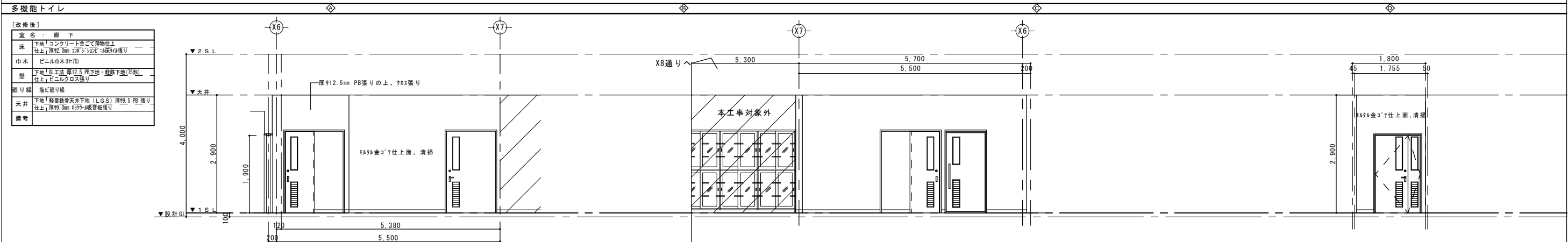
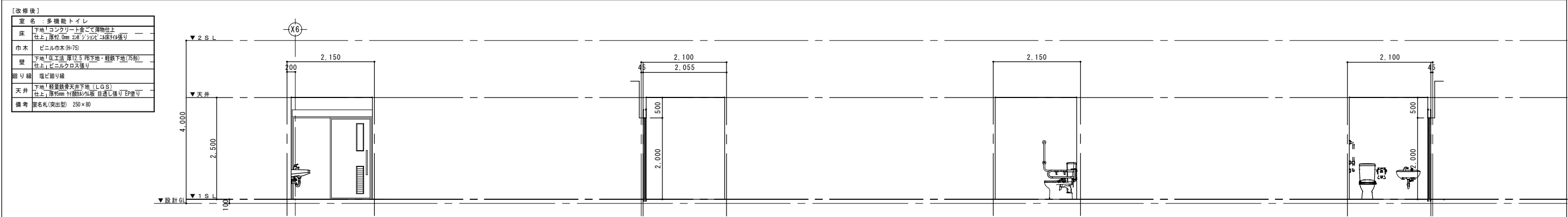
女子更衣室



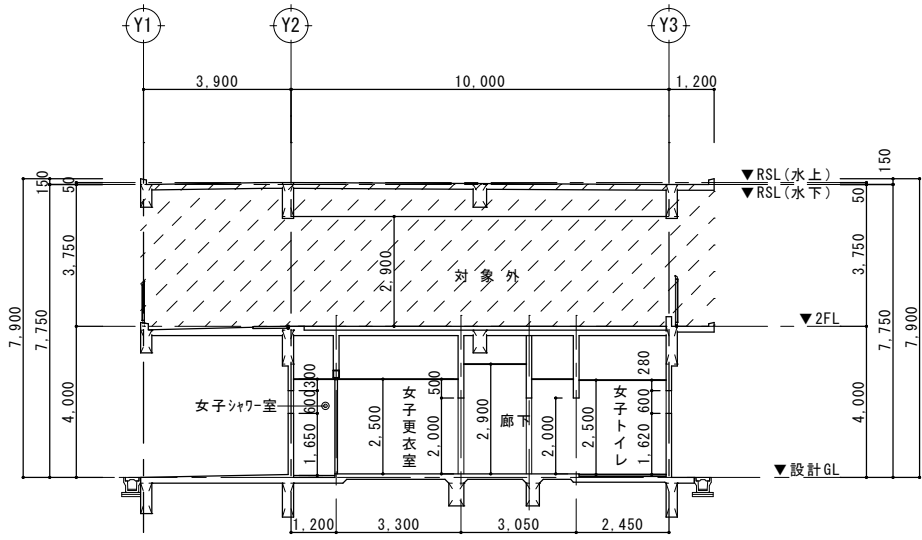
休憩室



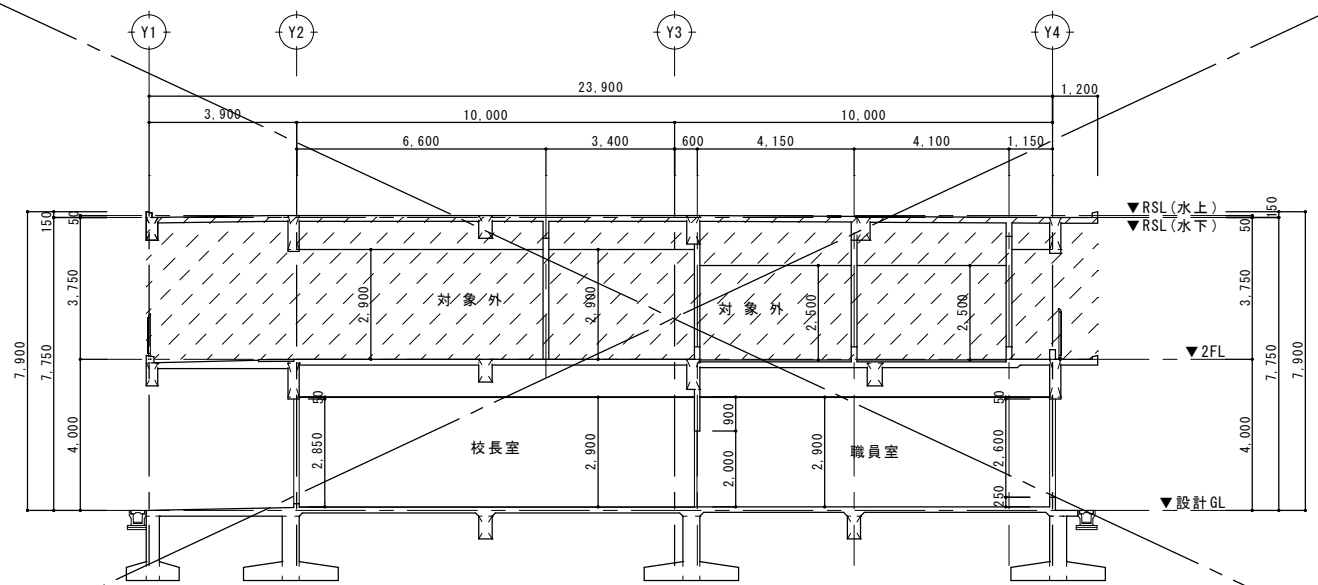
工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	(1) 展開図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	A-12
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



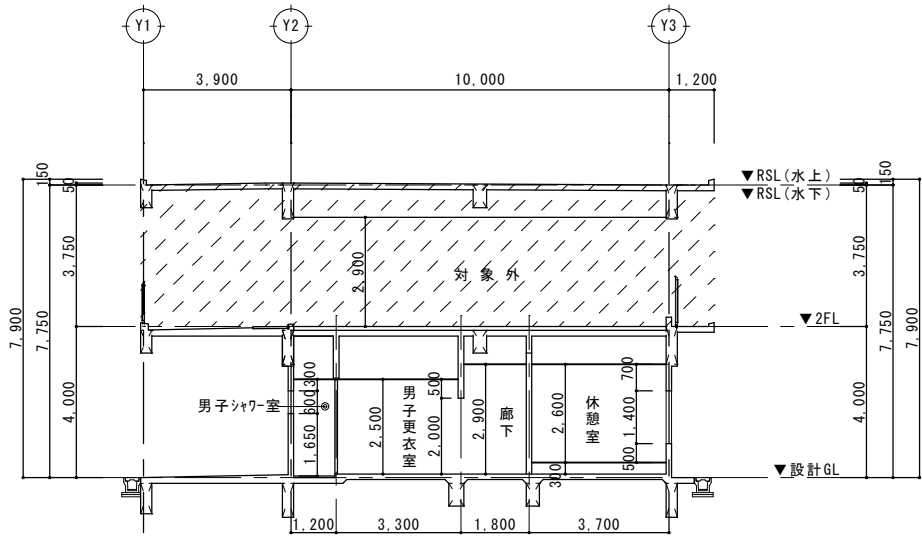
A 展開方向 B C D	工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）		工事年度	令和7年度	
	工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内		図面名称	(2)展開図（改修後）	
検印	発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)	
	摘要			図面番号	A-13	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	NHO	
				資格者氏名	仲宗根 均	
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



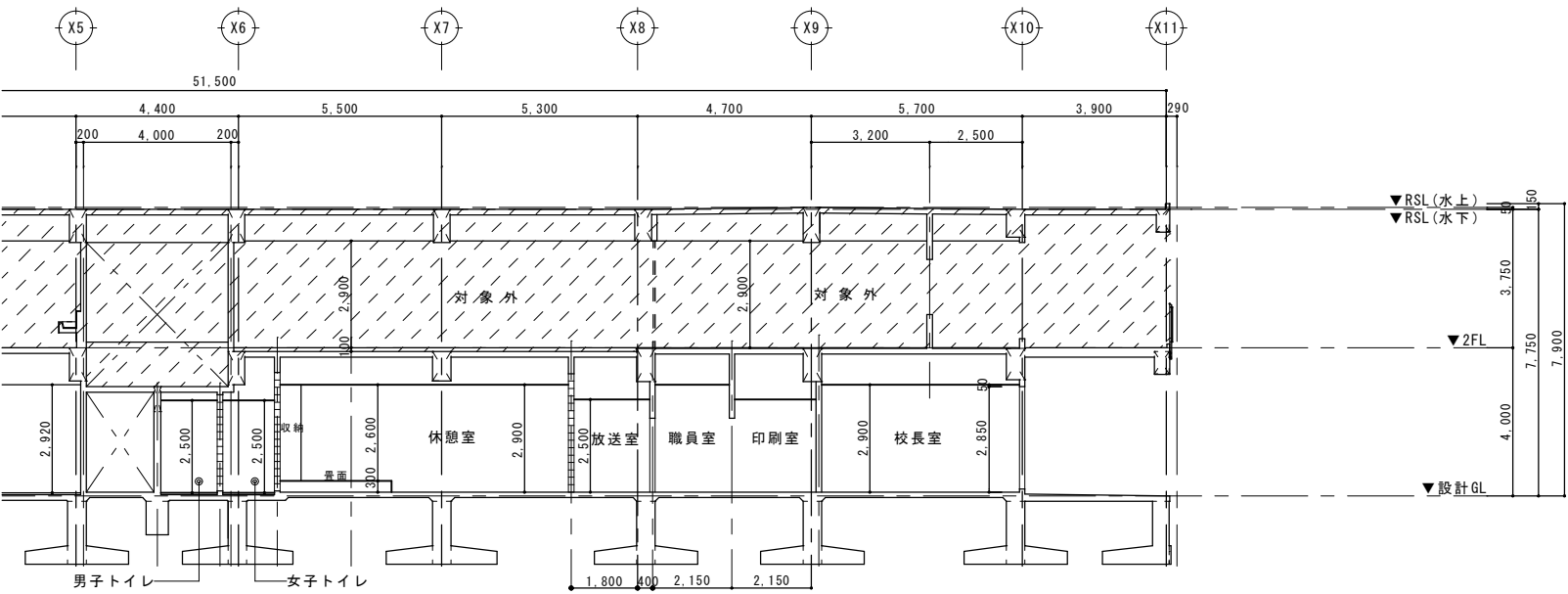
A-A 断面図 (改修前) S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)



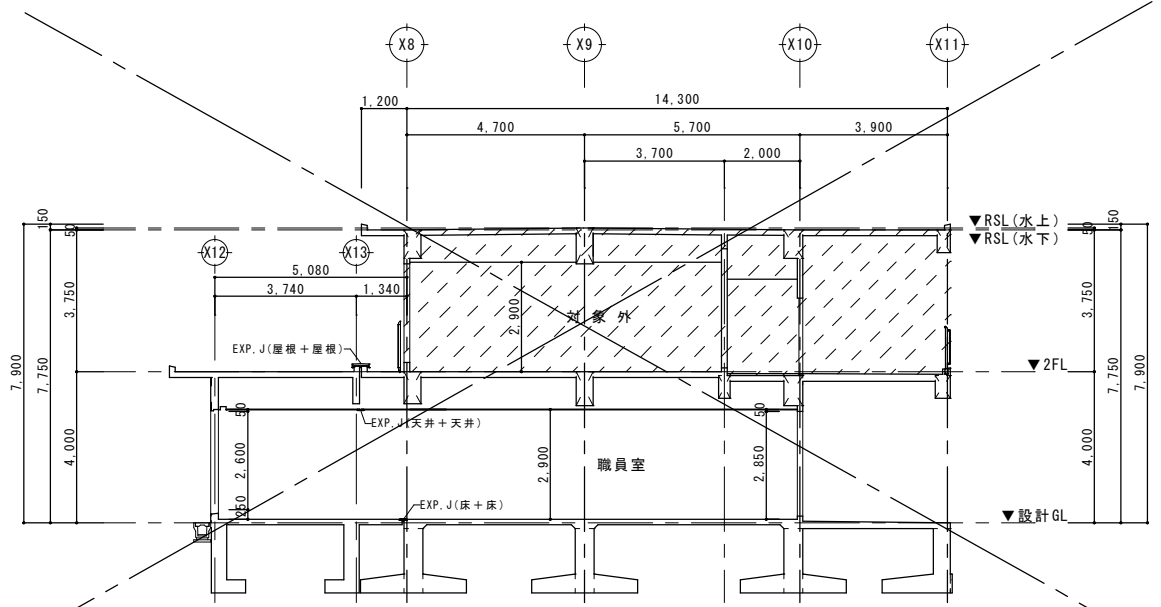
C-C 断面図 (改修前) S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)



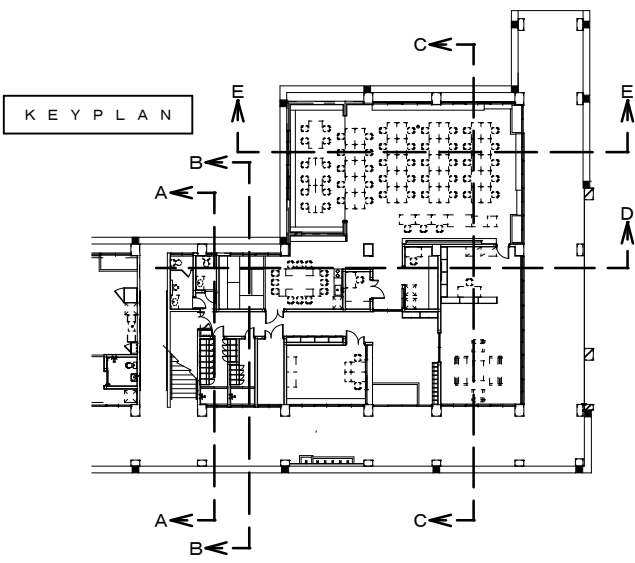
B-B 断面図 (改修前) S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)



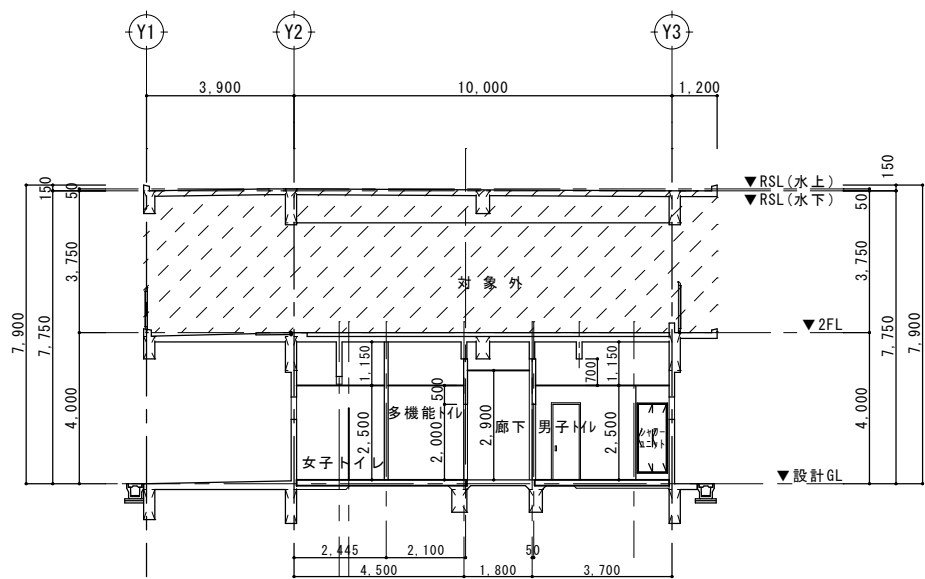
D-D 断面図 (改修前) S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)



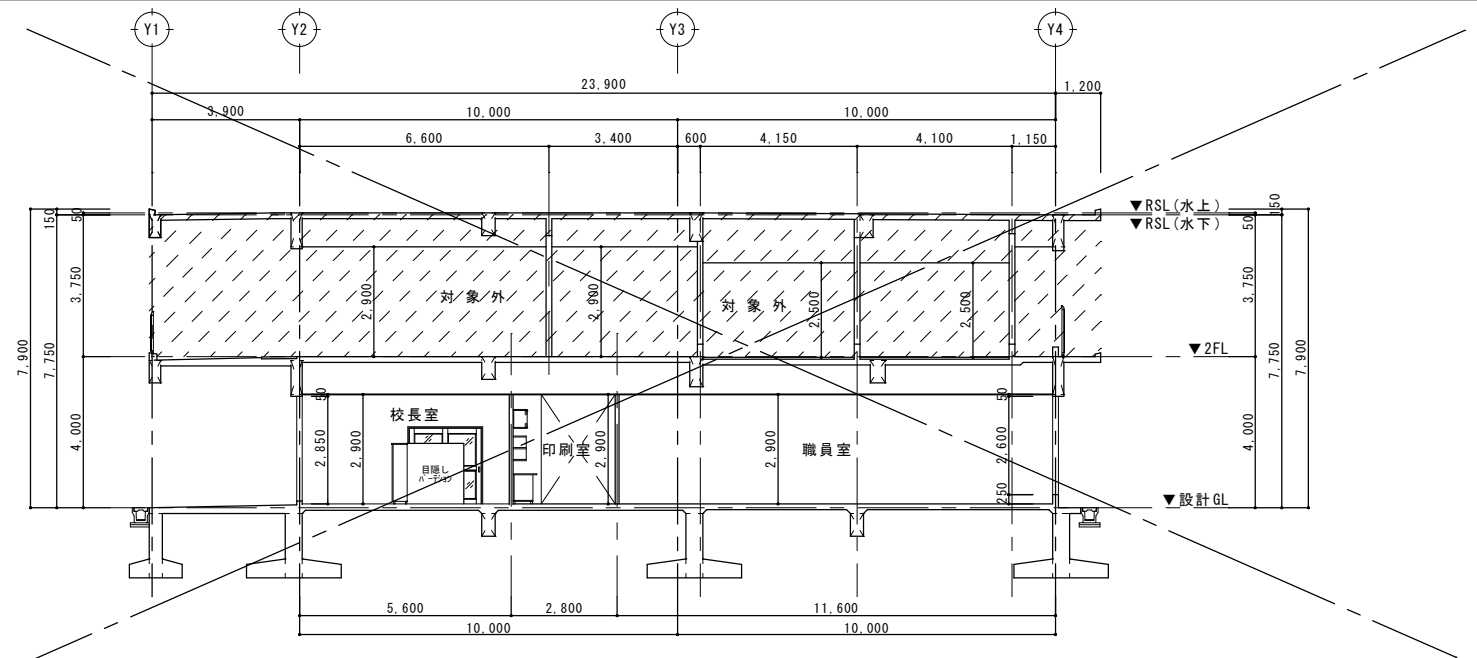
E-E 断面図 (改修前) S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)



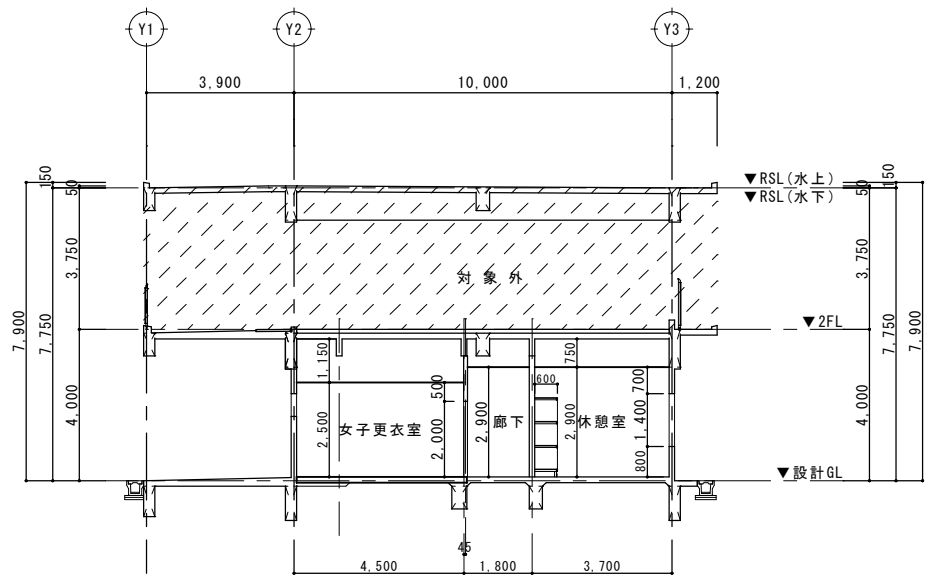
工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	断面図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘要		図面番号	A-14
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
所在地		沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



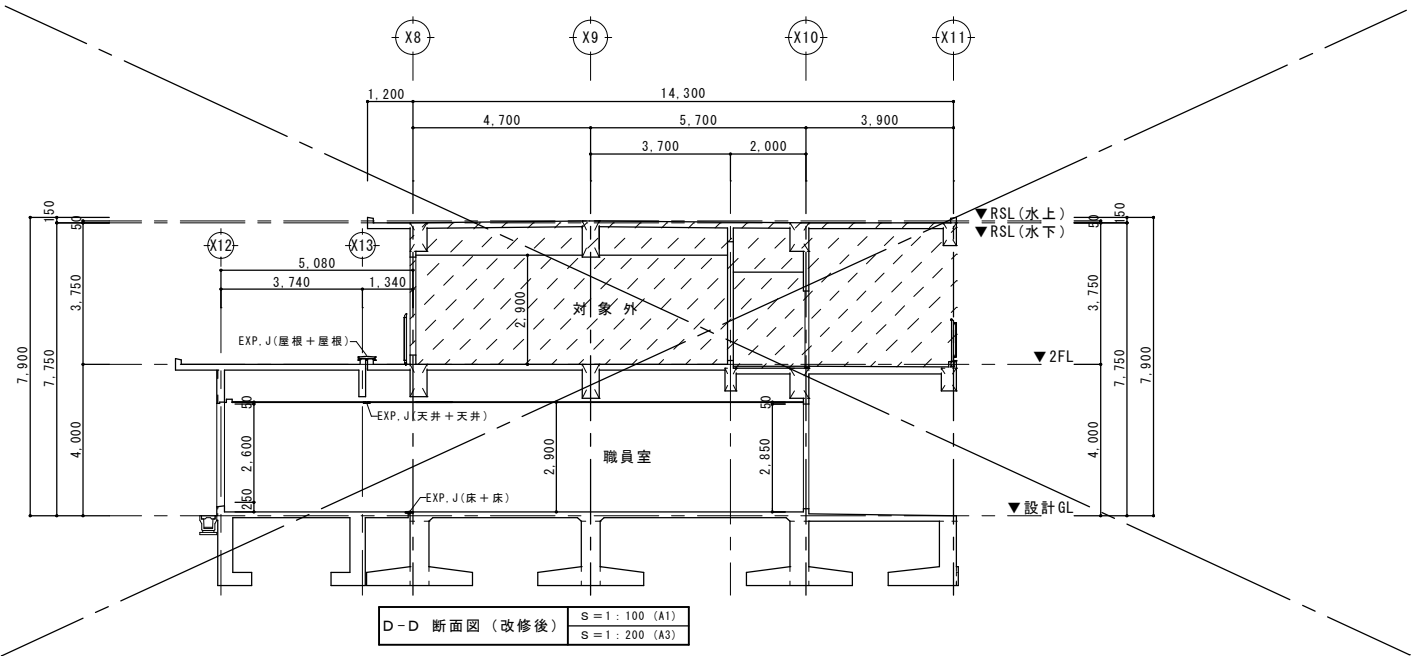
A-A 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



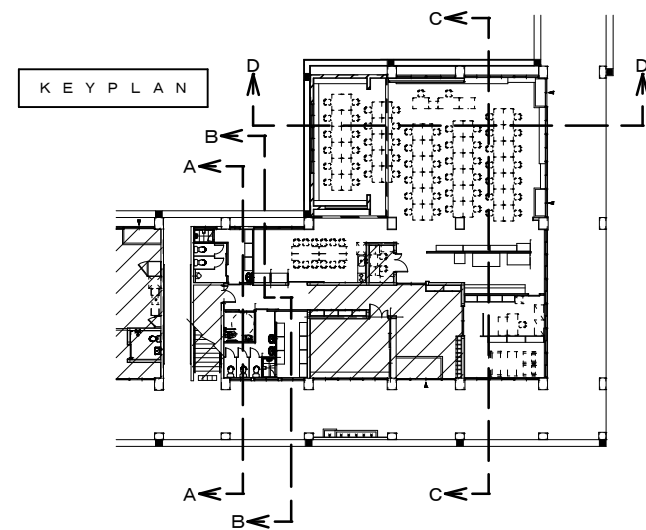
C-C 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



B-B 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



D-D 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	断面図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘要		図面番号	A-15
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	

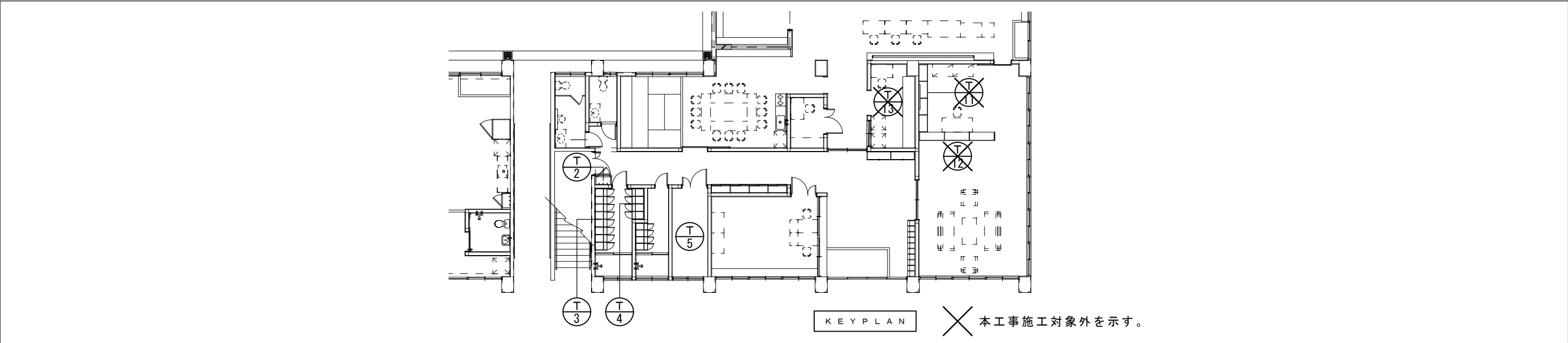
建具記号・場所・個数	ⒶE 11 女子シャワー室1ヶ所	ⒶE 12 男子シャワー室1ヶ所	ⒿB 1 男子トイレ（職員用）1ヶ所	ⓂD 1 備品室1ヶ所	ⓂD 2 倉庫1ヶ所
				※ ドアを再利用する。	
型 式	2枚引違いアルミパネル戸（ランマ付）	2枚引違いアルミパネル戸（ランマ付）		親子フラッシュドア	親子フラッシュドア
材 質 、 仕 上	アルミニウム 70mm（シルバー）	アルミニウム 70mm（シルバー）	メラミンソリッド	厚5.5mmラワン合板 SOP塗り	厚5.5mmラワン合板 SOP塗り
見 込	70mm	70mm	壁材：20mm 扉：13mm	40mm	40mm
ガ ラ ス	74mm型板ガラス	74mm型板ガラス		厚5mmフロートガラス	厚5mmフロートガラス
金 物 、 そ の 他	引違い戸錠（非常開放装置付）アルミパネル その他付属金物一式	引違い戸錠（非常開放装置付）アルミパネル その他付属金物一式	表示錠（1ヶ）、グレイドヒンジ、笠木、壁レール、脚金物 その他付属金物一式	ステンレス番・ドアクローザー（ストップ付）・フタス落し・戸当り 錠：LA22-1・LA*-3（MIWA）・その他付属金物一式	ステンレス番・ドアクローザー（ストップ付）・フタス落し・戸当り 錠：LA22-1（MIWA）・その他付属金物一式
建具記号・場所・個数	ⓂD 3 男子トイレ（職員用）・女子トイレ（職員用） 男子更衣室・女子更衣室4ヶ所	ⓂD 6 休憩室1ヶ所	ⓂD 7 校長室1ヶ所	ⓂW 2 印刷室1ヶ所	
			本工事対象外を示す。	本工事対象外を示す。	
型 式	片開きフラッシュドア	2連2段2枚開き戸	片引きフラッシュドア	2枚引違い窓	
材 質 、 仕 上	厚5.5mmラワン合板 SOP塗り	厚5.5mm化粧合板	厚5.5mmラワン合板 SOP塗り	ラワン材 SOP塗り	
見 込	40mm	40mm	40mm	33mm	
ガ ラ ス	厚4mm型板ガラス	—	厚5mmフロートガラス	厚5mmフロートガラス	
金 物 、 そ の 他	ステンレス丁番・ドアクローザー（ストップ付）・戸当り 錠：LA22-1（MIWA）・その他付属金物一式	錠：SL77-2（MIWA）2ヶ ステンレス番 彫込み引手8ヶ（ステンレス） その他付属金物一式含む	錠：SL80-1（MIWA）・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式	ステンレス彫込み引手（4ヶ）フラッターレール ヨーデルストッパー その他付属金物一式	

KEY PLAN

本工事対象外を示す。

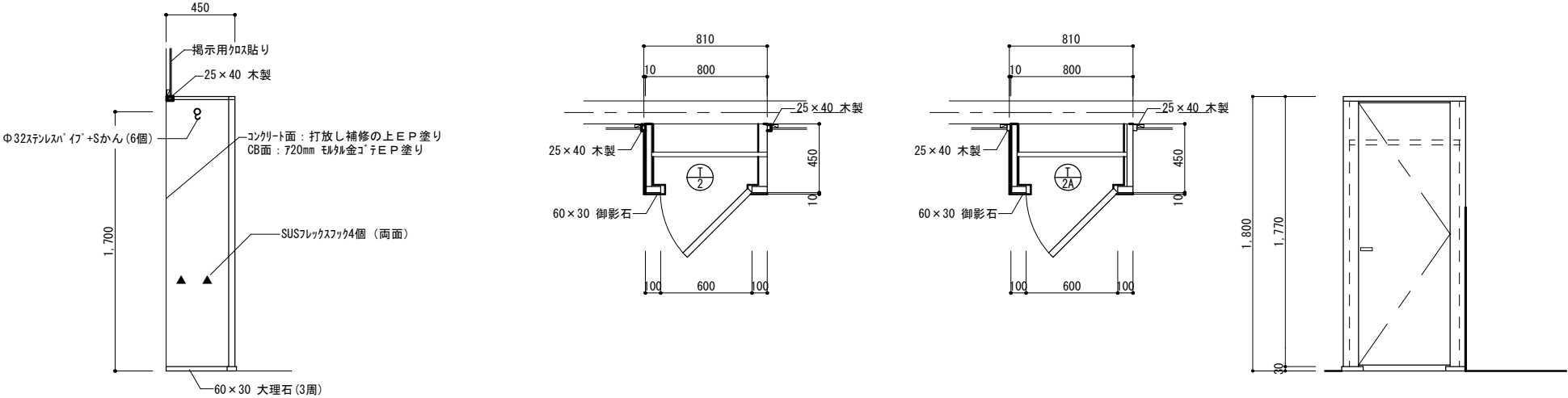
工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	KEY PLAN・建具表（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1：100（A3=1：200）
摘 要		図 面 番 号	A-16
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
所 在 地		沖縄県名護市大北四丁目27番28号	

建具記号・場所・個数	WD ①	男子トイレ・更衣室	2ヶ所	WD ②	女子トイレ・更衣室	2ヶ所	WD ③	倉庫	1ヶ所	WD ④	校長室	1ヶ所
										本工事対象外を示す。		
型 式	片引きフラッシュドア			片引きフラッシュドア			親子フラッシュドア			片引きフラッシュドア		
材 質 、 仕 上	厚2.5mmホリ合板			厚2.5mmホリ合板			厚5.5mmラワン合板 SOP塗り			厚2.5mmホリ合板		
見 込	35mm			35mm			40mm			35mm		
ガ ラ ス	厚4mm型板ガラス			厚4mm型板ガラス			厚5mmフロートガラス			厚5mmフロートガラス		
金物、その他	引手付鍵錠：NO.252・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式			引手付鍵錠：NO.252・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式			ステンレス番・ドアガード（ストッパ付）・フランス落し・戸当り 錠：LA22-1（MIWA）・その他付属金物一式			引手付鍵錠：NO.252・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式		
建具記号・場所・個数	TB ①	男子トイレ(職員用)	1ヶ所	TB ②	女子トイレ(職員用)	1ヶ所	WD ⑤	多機能トイレ	1ヶ所			
型 式	トイレブース			トイレブース			片引きフラッシュ戸(自閉ドア)					
材 質 、 仕 上	壁材：厚20mm 扉：13mm メラミンソリッド			壁材：厚20mm 扉：13mm メラミンソリッド			厚2.5mmホリ合板					
見 込							35mm					
ガ ラ ス							厚4mm型板ガラス					
金物、その他	表示錠(1ヶ)、グレイディング、巾木(H60)、笠木、戸当たり その他付属金物一式			表示錠(1ヶ)、グレイディング、巾木(H60)、笠木、戸当たり その他付属金物一式			笠木レール、ガイドレール、オワセト引戸部品(半自動方式[自閉開])、ガイドローラー 戸当たり、鍵M1WA 引戸鍵錠 FG3-8(非常開装置付・非常装置)、その他付属金物一式					
KEY PLAN 本工事対象外を示す。												
工事名称							屋部小学校職員室改修工事(その1)		工 事 年 度		令和7年度	
工事場所							沖縄県名護市宇屋部地内		図 面 名 称		KEY PLAN・建具表(改修後)	
発注機関							名護市教育委員会教育施設課		縮 尺		A1=1:50 (A3=1:100)	
摘 要									図 面 番 号		A-17	
検 印							管理建築士		設 計		製 図	
							設 名		称		NHO	
							資 格 者 氏 名		仲 宗 根 均			
							登 録 番 号		一級建築士 大臣登録第185394号			
							所 在 地		沖縄県名護市大北四丁目27番28号			



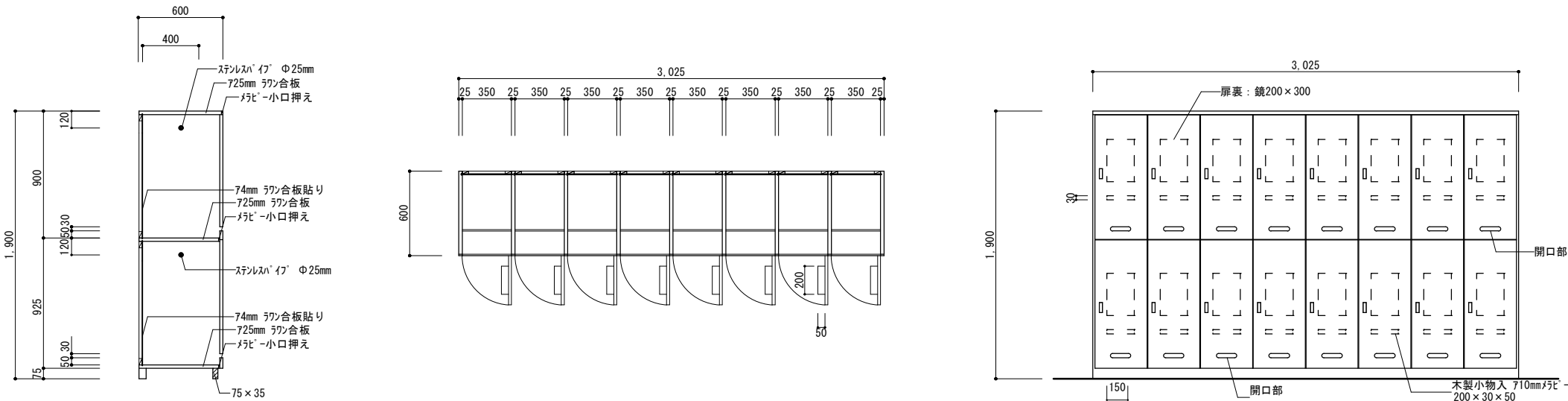
室 名	廊下（職員室）		（１ヶ所）
仕 上	74mm ラワン合板下地の上マリン樹脂板貼り		
建具・ガラス	扉：74mm ラワン合板下地の上マリン樹脂板貼り（見込み 40mm）		
金 物	自重式丁番、ステンレス木、ステンレス製清掃用具掛け 取手 その他取付金物一式含む。		

※ 解体撤去とする。



室 名	女子更衣室		（１ヶ所）
仕 上	外廻り見掛け部分は全て SGP とする。 見掛け部分は全てマリン樹脂板貼り（見付巾 10mm）とする。		
建具・ガラス	扉：73mm シンク合板ラワン（見込み 30mm）		
金 物	スライド丁番 半かぶせ（パネ無し）、鏡、木製小物入れ ローラキャッチ、取手 ロッカー錠：シリンダー錠、その他取付金物一式含		

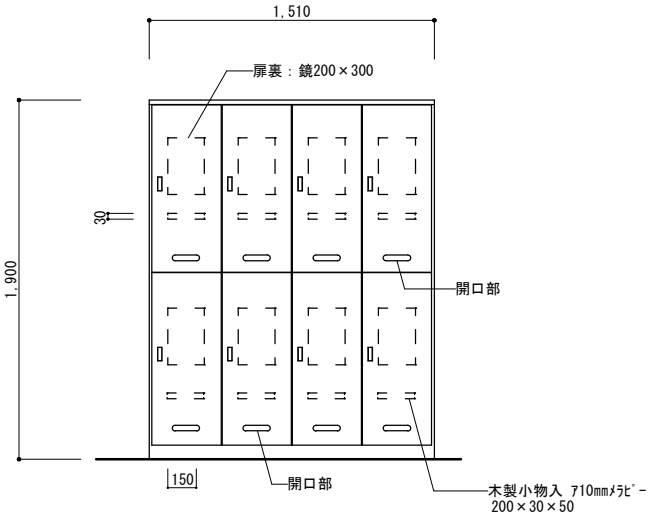
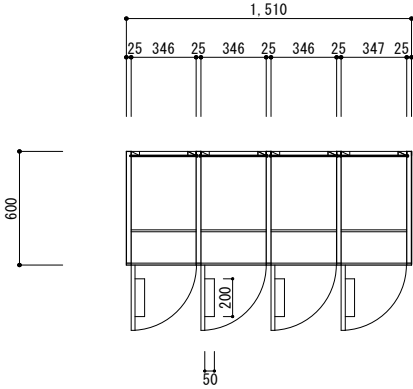
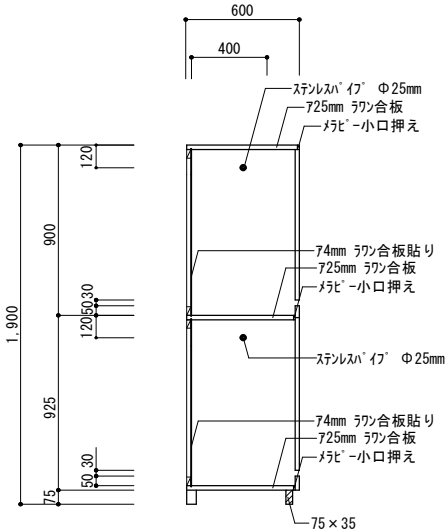
※ 解体撤去とする。



工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）	工 事 年 度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	KEY PLAN、棚詳細図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1＝1：20 （A3＝1：40）
備 考		図 面 番 号	A－1 8
検 印	管理建築士	設 計	名 称 N H O
		製 図	資格者氏名 仲宗根 均
			登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号

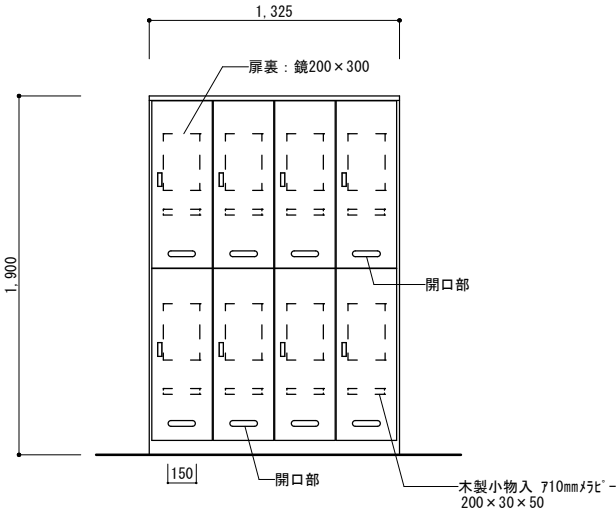
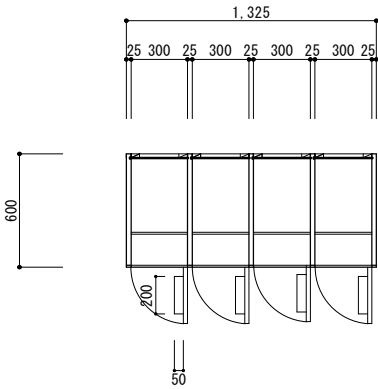
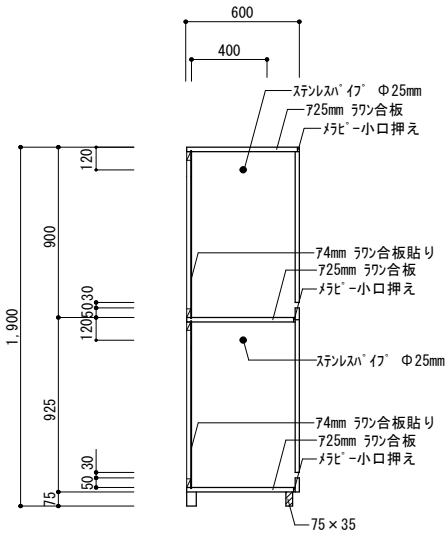
室 名	女 子 更 衣 室	1 4	(1 ヶ所)
仕 上	外廻り見掛け部分は全て SOP とする。 見掛け部分は全てメラビ-小口押え (見付け巾 10mm) とする。		
建具・ガラス	扉 : 73mm シ合板フラッシュ (見込み 30mm)		
金 物	スライド丁番 半かぶせ (ハネ無し) , 鏡, 木製小物入れ ローラキャッチ, 取手 ロック錠 : シリンダ錠, その他取付金物一式含		

※ 解体撤去とする。

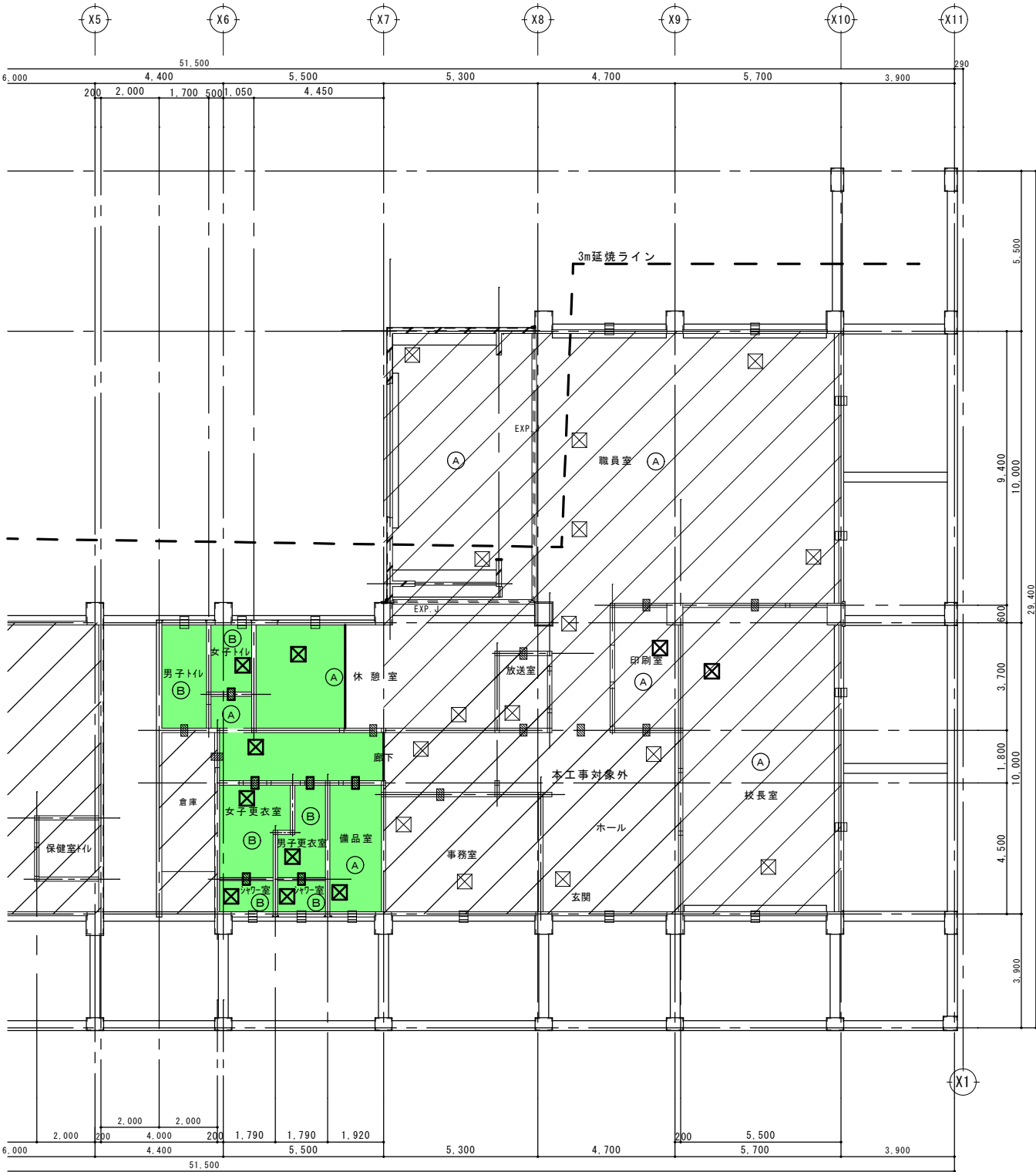


室 名	男 子 更 衣 室	1 5	(1 ヶ所)
仕 上	外廻り見掛け部分は全て SOP とする。 見掛け部分は全てメラビ-小口押え (見付け巾 10mm) とする。		
建具・ガラス	扉 : 73mm シ合板フラッシュ (見込み 30mm)		
金 物	スライド丁番 半かぶせ (ハネ無し) , 鏡, 木製小物入れ ローラキャッチ, 取手 ロック錠 : シリンダ錠, その他取付金物一式含		

※ 解体撤去とする。



検 印	工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工 事 年 度	令和 7 年度
	工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	棚詳細図 1（改修前）
	発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1＝1：20（A3＝1：40）
	摘 要				図 面 番 号	A－1 9
	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	N H O	
				資格者氏名	仲宗根 均	
				登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号	
所 在 地				沖縄県名護市大北四丁目27番28号		



天井伏図（改修前）

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事施工範囲対象外を示す

天井撤去範囲を示す。

凡 例	
(A)	軽量鉄骨下地 厚9mm ロックウール吸音板（厚9.5mm P B捨張り）
(B)	厚5.0mmケイカル板目透かし張り EP
□□	天井換気孔 SK-H型換気孔（7ド付き）〔既存〕
☒	アルミ天井点検口 450×450 [8カ所-撤去]
■	通気孔 100φ 硬質塩化ビニル管 [6ヶ所-撤去]



天井伏図（改修後）

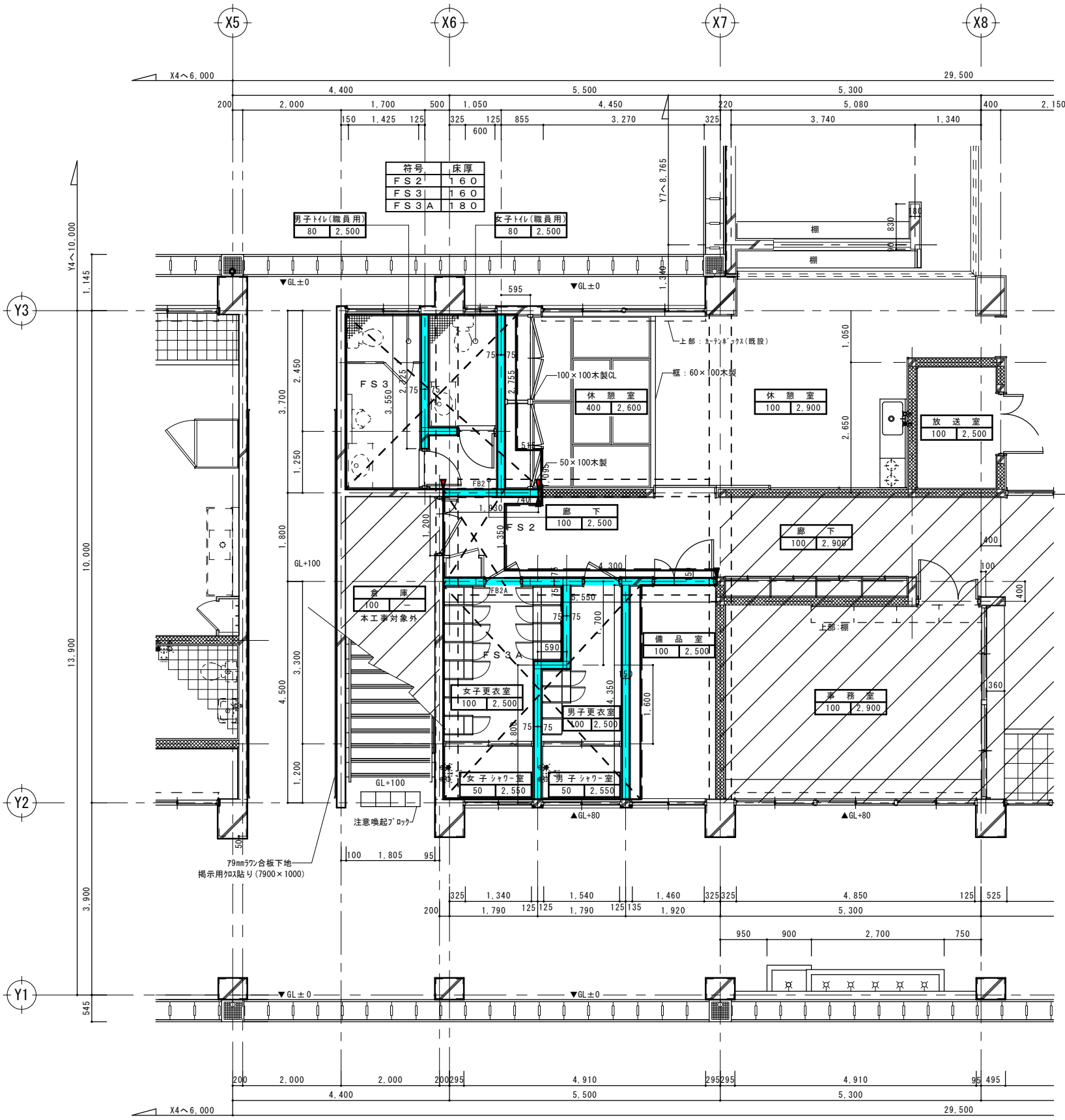
S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事施工範囲対象外を示す

天井復旧範囲を示す。

凡 例	
(A)	軽量鉄骨下地 厚9mm ロックウール吸音板（厚9.5mm P B捨張り）
(B)	厚5.0mmケイカル板目透かし張り EP
□□	天井換気孔 SK-H型換気孔（7ド付き）〔既存〕
☒	アルミ天井点検口 450×450 [7カ所-新設]
■	通気孔 100φ 硬質塩化ビニル管 [3ヶ所-新設]

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	天井伏図（改修前・後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘 要		図 面 番 号	A-20
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称 NHO
		製 図	資格者氏名 仲宗根 均
			登 録 番 号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所 在 地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号



土間解体平面図 S=1: 50 (A1) S=1: 100 (A3)

土間配筋リスト				
FS 2	160	上端筋	D10・13-200@	D10 -200@
		下端筋	D10 -200@	D10 -200@
FS 3	160	上端筋	D10・13-200@	D10 -200@
		下端筋	D10・13-200@	D10 -200@
FS 3 A	180	上端筋	D13 -175@	D10・13-175@
		下端筋	D10・13-175@	D10 -175@

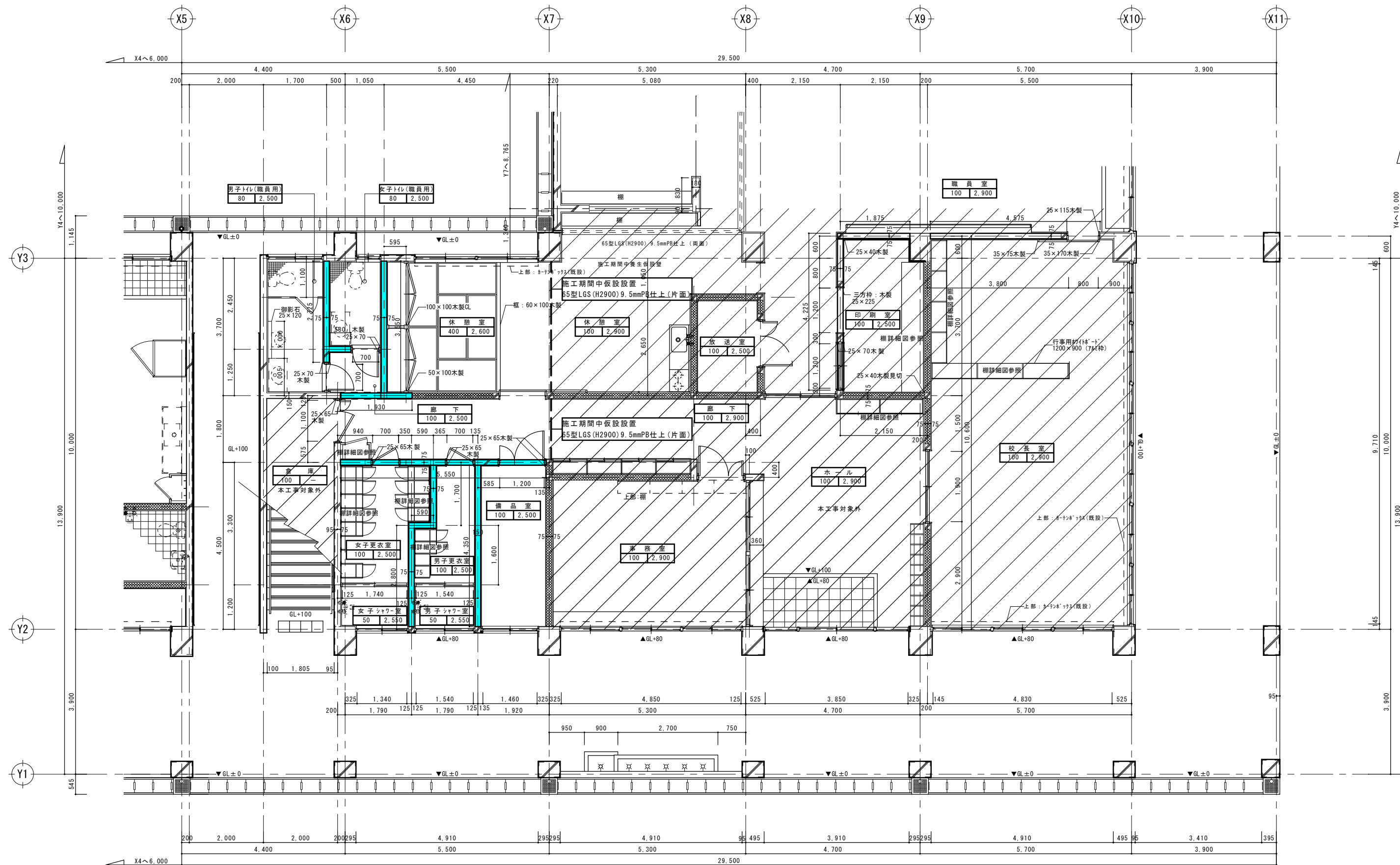
小梁リスト S=1/30 ※幅止筋 D10@1000

符 号	F B 2		F B 2 A		
	連続端部	中央、他端部	X 6 端部	中央	X 7 端部
断 面					
B X D	3 5 0 × 6 0 0		4 0 0 × 6 0 0		
上 端 筋	7 - D 1 9	4 - D 1 9	4 - D 1 9	4 - D 1 9	8 - D 1 9
下 端 筋	4 - D 1 9	4 - D 1 9	4 - D 1 9	6 - D 1 9	8 - D 1 9
スターラップ	□ - D 1 0 - 2 0 0 @		□ - D 1 0 - 1 5 0 @		
腹 筋	2 - D 1 0		2 - D 1 0		

- C B 150 撤去部分を示す
- 既設土間 (t = 150) 撤去部分を示す
- 床カッター入れ
- 壁カッター入れ
- 本工事対象外部分を示す

コンクリートの強度			
気乾単位容積 質量による種類	類別等	設計基準強度 (Fc)	施工部位
● 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート	※ I 類 ・ II 類	Fc 21N/mm ²	土間コンクリート
・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート	※ I 類 ・ II 類		

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	土間解体平面図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1: 50 (A3=1: 100)
摘 要		図 面 番 号	A - 2 1
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称 N H O
		製 図	資格者氏名 仲宗根 均
			登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号



 C B 150 撤去部分を示す
 工事施工範囲対象外を示す

仮設計画配置図	S=1: 50 (A1)
	S=1: 100 (A3)

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）	工事年度	令和７年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	仮設計画配置図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1＝1：50 （A3＝1：100）
摘 要		図面番号	A－22
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		製 図	製 図
		製 図	製 図
		製 図	製 図
計 画	設 名	称	N H O
	資格者氏名		仲宗根 均
	登録番号		一級建築士 大臣登録第185394号
	所在地		沖縄県名護市大北四丁目2番28号

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

沖縄県土木建築部

1 工事概要

（１）工 事 名：屋部小学校職員室改修工事（その１）

（２）工事場所：沖縄県名護市宇屋部地内

（３）建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一
屋部小学校（管理棟）	ＲＣ造２階		7 項
計			

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

（４）工事科目（○印を付けたものを適用する）

工事科目	建物別及び屋外			
	屋部小学校（管理棟）			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備				
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備	○			
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	○			
中央監視制御設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理	○			
撤去工事	○			
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年4月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年4月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

（１）標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

（２）特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（. . .）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

（１）公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（２）暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

（３）ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3.取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jg.jp/site/bodoku/gijiken/kankeitosyo.html>

（４）工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

（５）本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

（６）県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

（７）下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

（８）不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

（９）ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

（10）不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

（11）設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

（12）ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

（13）本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

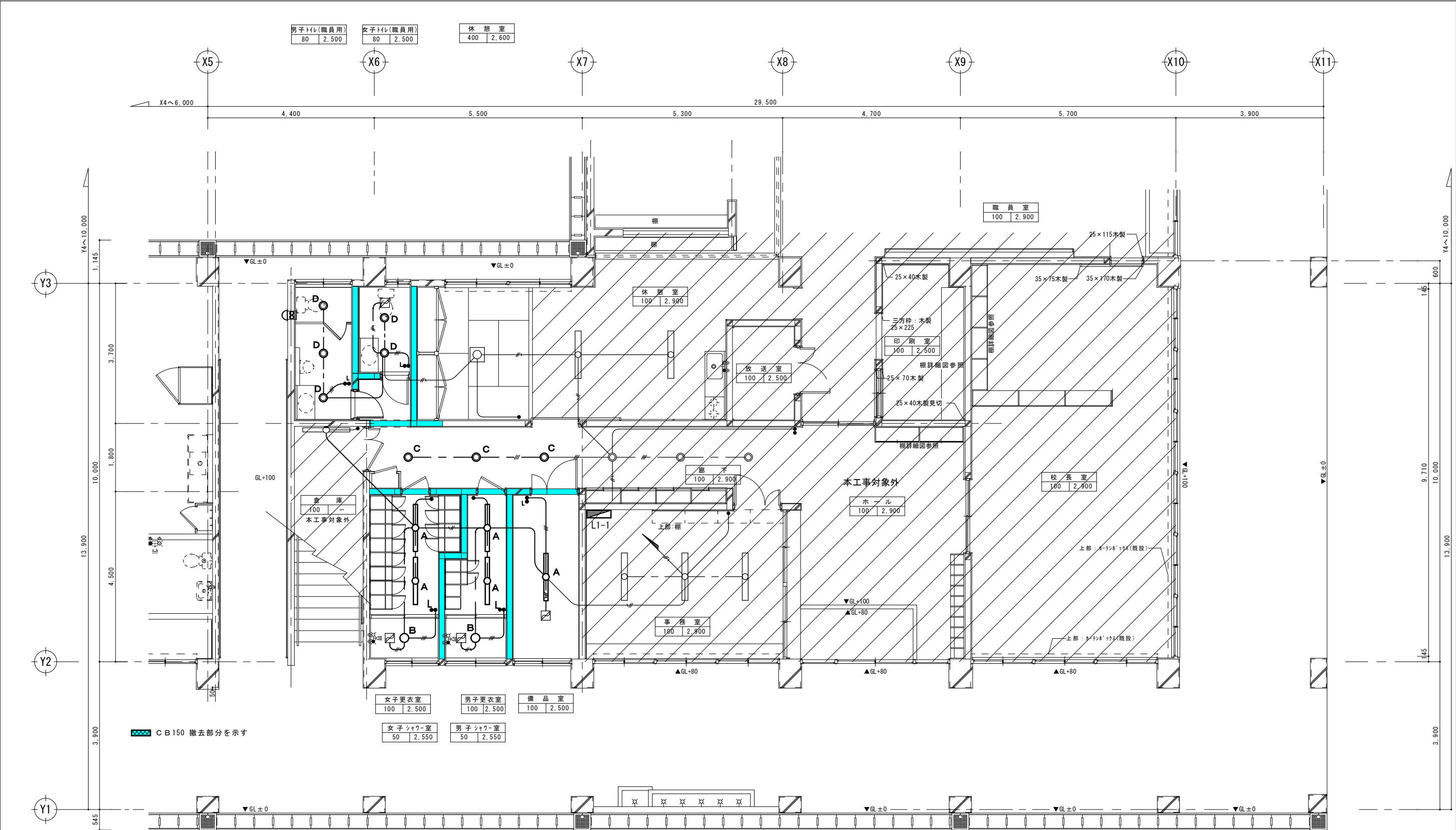
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	電気設備特記仕様書-1
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	N／S
摘 要		図 面 番 号	E-01
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 名 称	N H O
		計 資格者氏名	仲宗根 均
		登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
		者 所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項													
				○ 10 施工管理体制 (1.3.1)		(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。		○ 16 発生材の処理等 (1.3.9)		適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td></td><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○無</td><td>・有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○無</td><td>・有（図示） ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>・無</td><td>○有（図示）</td></tr></table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。			発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○無	・有（図示）	特別管理産業廃棄物	○無	・有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	・無	○有（図示）
	発生材の種類及び処理方法																						
引渡しを要するもの	○無	・有（図示）																					
特別管理産業廃棄物	○無	・有（図示） ※現場調査を行う																					
再利用を図るもの	・無	○有（図示）																					
一般共通事項																							
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																						
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会） ※																						
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。																						
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		○ 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																			
5 工事の余裕期間	余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。																						
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。																						
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。																						
○ 8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。																						
○ 9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																						

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）			工事年度	令和7年度	
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図面名称	電気設備特記仕様書-2	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	N／S	
摘要				図面番号	E-02	
検印	管理建築士	設計	製図	設計名称	NHO	
				資格者氏名	仲宗根 均	
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	

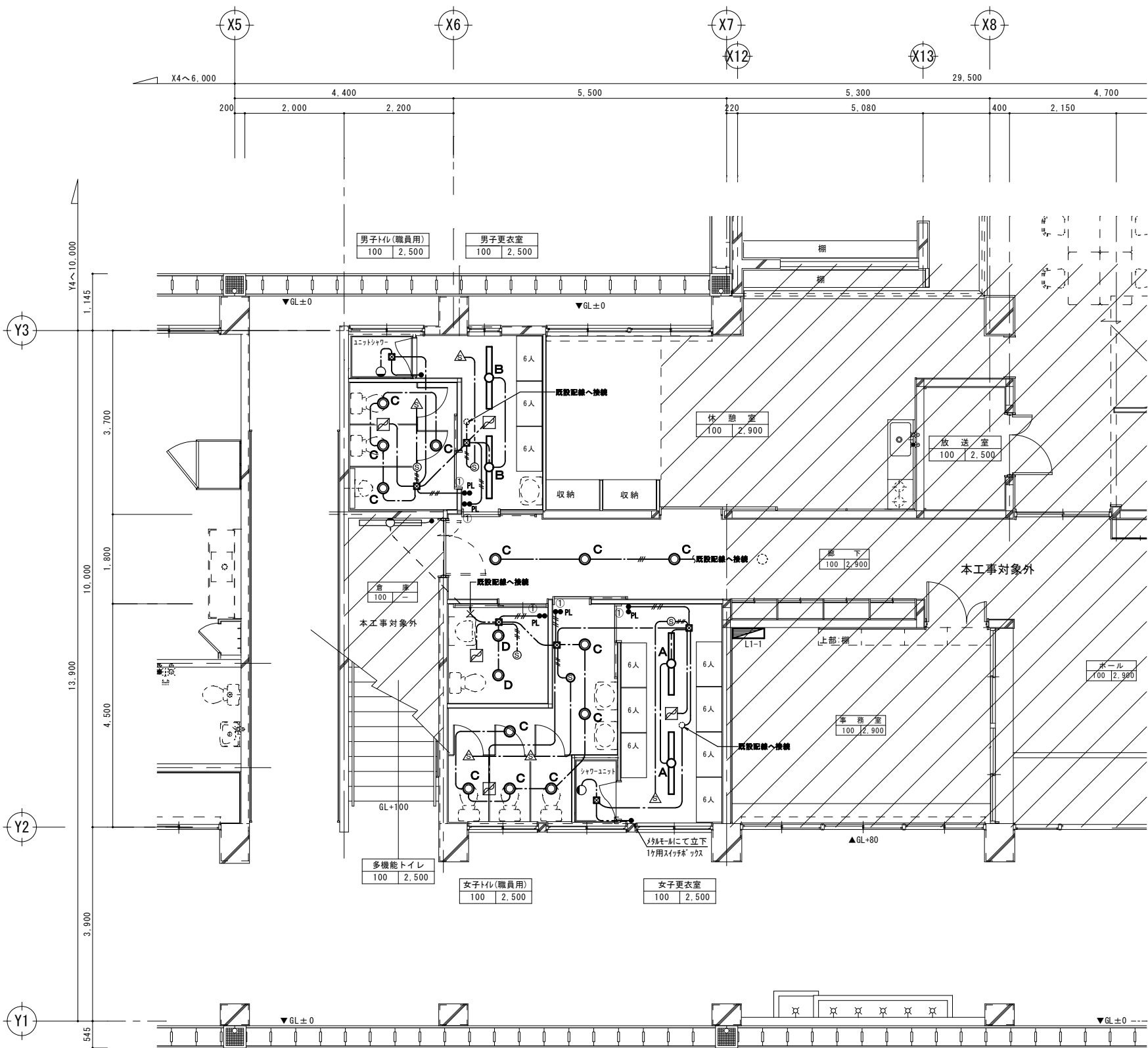


撤去機器表 ※撤去処分

記号	名称	規格	台数	記号	名称	規格	台数
A	H F 3 2 W × 1	直付型	5	●	埋込スイッチ	1P15A × 1	2
B	F C L 3 0 W	直付型	2	●● _L	埋込スイッチ	1P15A × 1, PL × 1	5
C	F H T 4 2 W	ダウライト	3				
D	F H T 3 2 W	ダウライト	5				

電灯設備図 (改修前) A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	電灯設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-04
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



注 記

明記なき配線は下記による。

- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-2C
- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-3C
- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-2C×2

- 人感センサー (AC100V) 親機 WTK24818 相当品
- 人感センサー (DC12V) 子機 WTK2910K 相当品

- 壁内いんぺい配線 EM-IE1.6×2 (PF16)
- 壁内いんぺい配線 EM-IE1.6×3 (PF16)
- 壁内いんぺい配線 EM-IE1.6×4 (PF16)

※埋込スイッチはネーム付とする。

凡 例

- スイッチボックス(1ヶ用) 樹脂製
- アットレットボックス(中浅四角) 樹脂製

電灯設備図 (改修後)

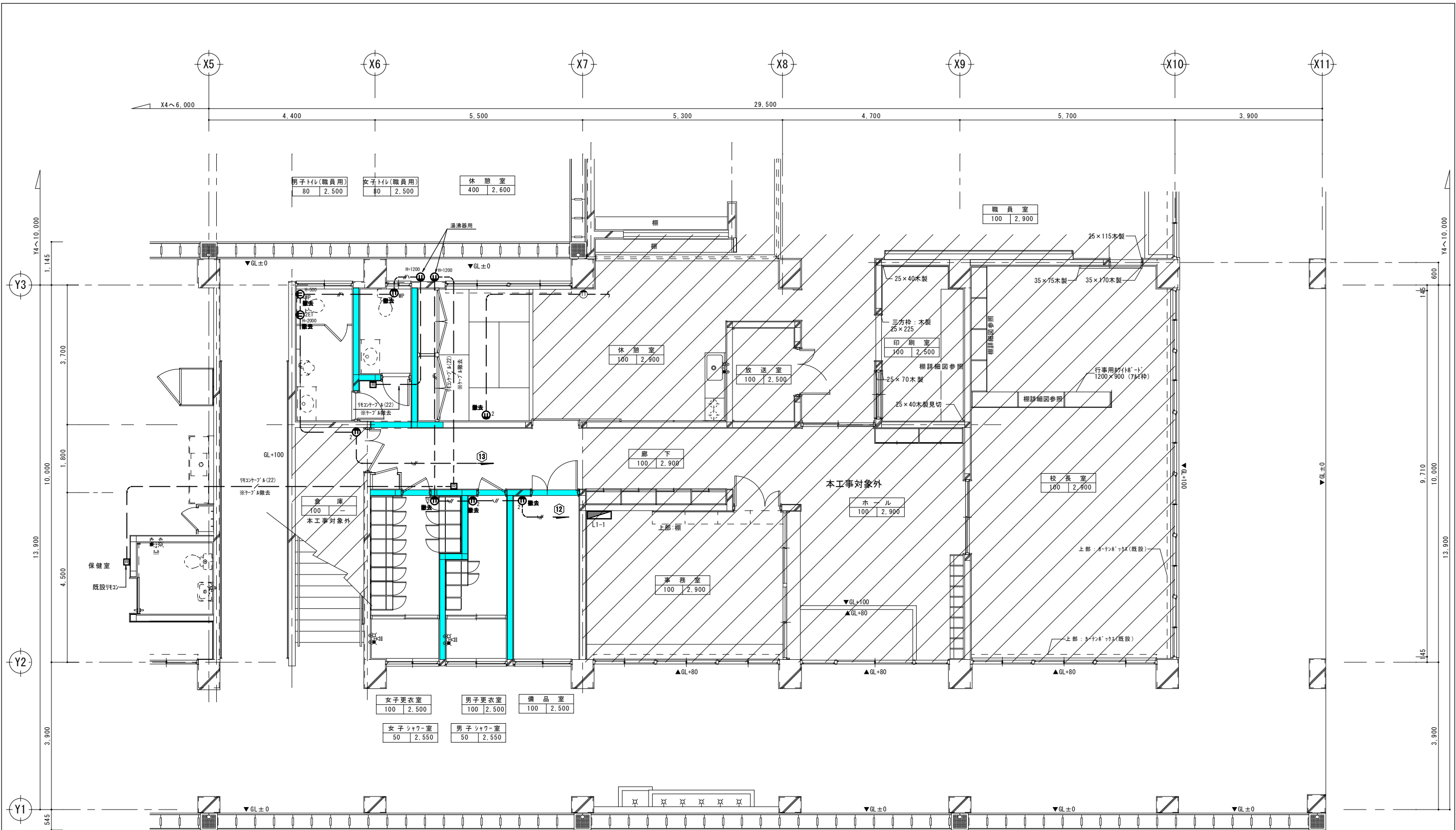
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

照 明 器 具 姿 図

※消費電力及び光速は参考とする。

A			D		
LED20.6W 富士型 2台			LED11.6W 埋込型 2台		
LSS9-4-30 ランプ光速: 3200lm			LRS1-13 ランプ光速: 1695lm		
女子更衣室			多機能トイレ		
B					
LED16.3W 富士型 2台					
LSS9-4-23 ランプ光速: 2500lm					
男子更衣室					
C					
LED7W 埋込型 13台					
LRS1-08 ランプ光速: 1045lm					
男子・女子トイレ廊下					

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)		工 事 年 度	令和7年度	
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内		図 面 名 称	電灯設備図 (改修後)	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮 尺	A1=1:50 (A3=1:100)	
備 考			図 面 番 号	E-05	
検 印	管理建築士	設 計	設 計 者	名 称	NHO
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



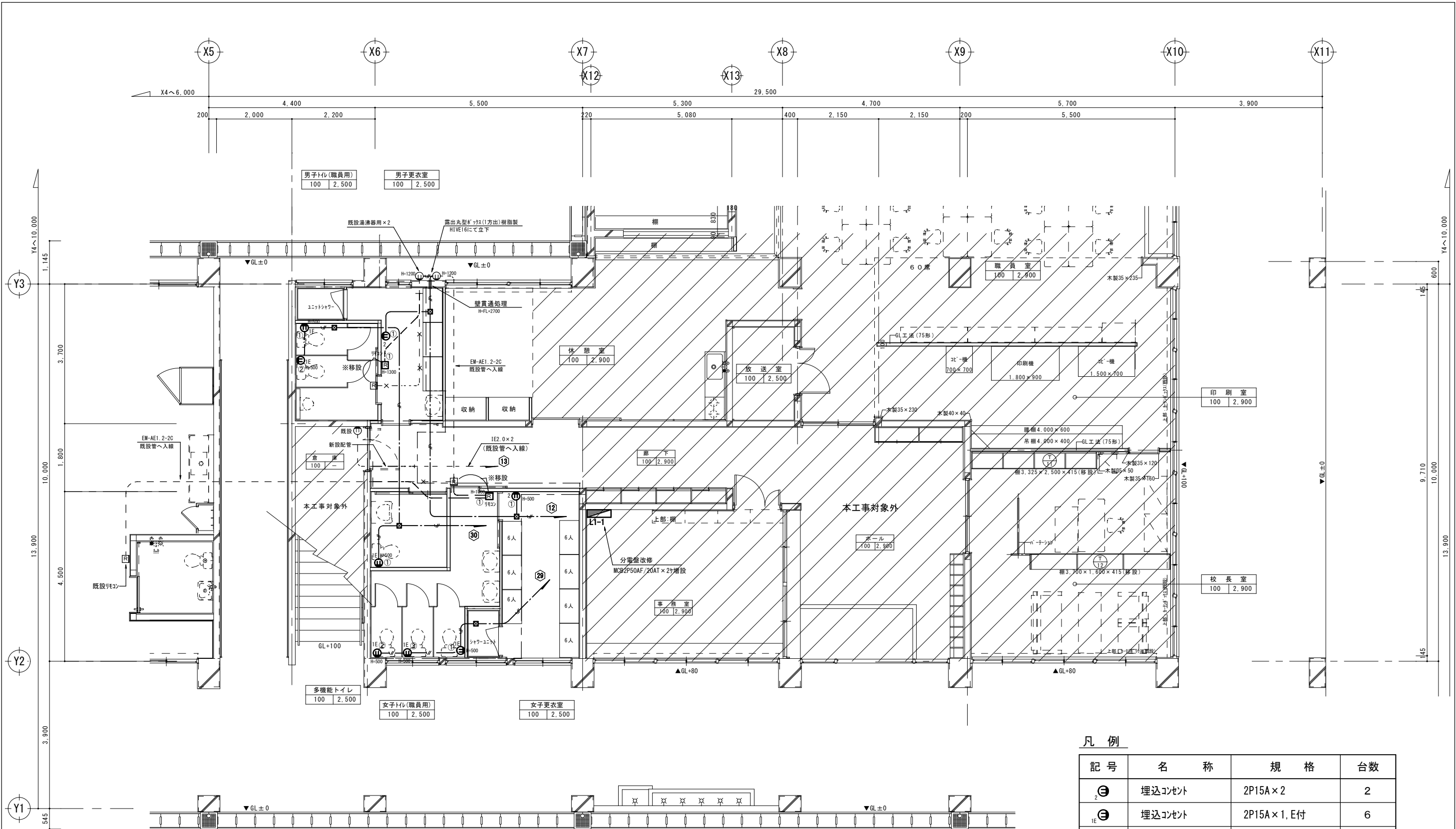
撤去機器表 ※撤去処分

記号	名称	規格	台数
㊦ ₂	埋込コンセント	2P15A×2	4
㊦ _{2ET}	埋込コンセント	2P15A×2, E付	1
㊦ _{WP}	埋込コンセント	2P15A×2, E付, 防雨型	2

コンセント設備図 (改修前) A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

CB150 撤去部分を示す

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	コンセント設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-06
検印	管理建築士	設計	設計者
		製図	製図者
			資格者氏名
			登録番号
			所在地



コンセント設備図（改修後） A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

凡 例

記 号	名 称	規 格	台数
㊸ ₂	埋込コンセント	2P15A×2	2
1E㊸	埋込コンセント	2P15A×1, E付	6

注 記

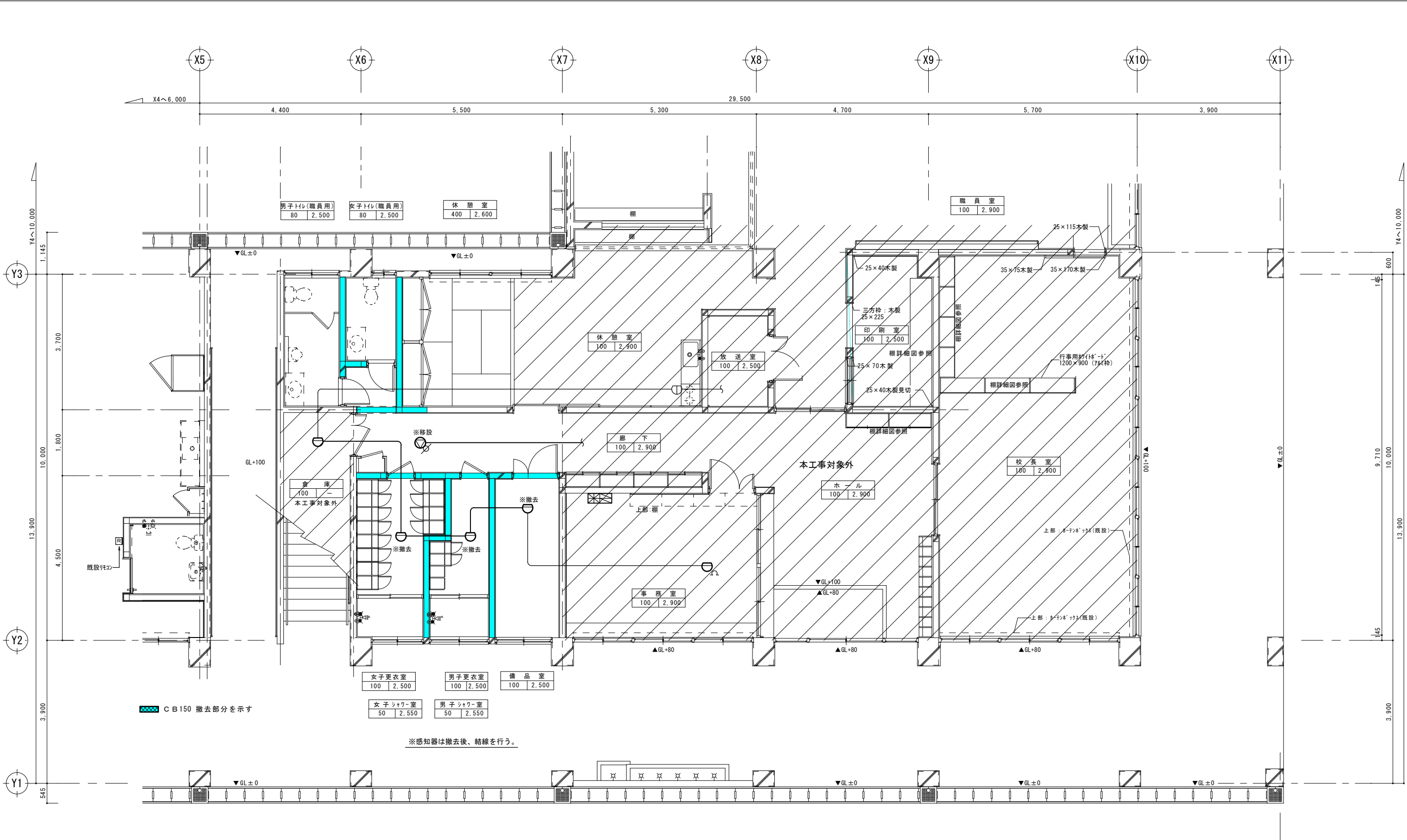
明記なき配線は下記による。

———	天井内コシ配線 EM-EEF2.0-2C	———	床いんべい配線 EM-IE2.0×2 (PF16)
———	天井内コシ配線 EM-EEF2.0-3C	———	床いんべい配線 EM-IE2.0×2, E1.6 (PF16)
———	壁内いんべい配線 EM-IE2.0×2 (PF16)	———	既設配線
———	壁内いんべい配線 EM-IE2.0×2, E1.6 (PF16)		

凡 例

- ① スイッチボックス(1ヶ用) 樹脂製
- ② 露出用スイッチボックス(16, 1方出) 樹脂製
- ③ 露出用スイッチボックス(16, 1方出) 樹脂製
下面2個口
- ☒ アウトレットボックス(中浅四角) 樹脂製

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	コンセント設備図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:50 (A3=1:100)
備 考		図 面 番 号	E-07
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
所 在 地		沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



撤去機器表 ※撤去処分

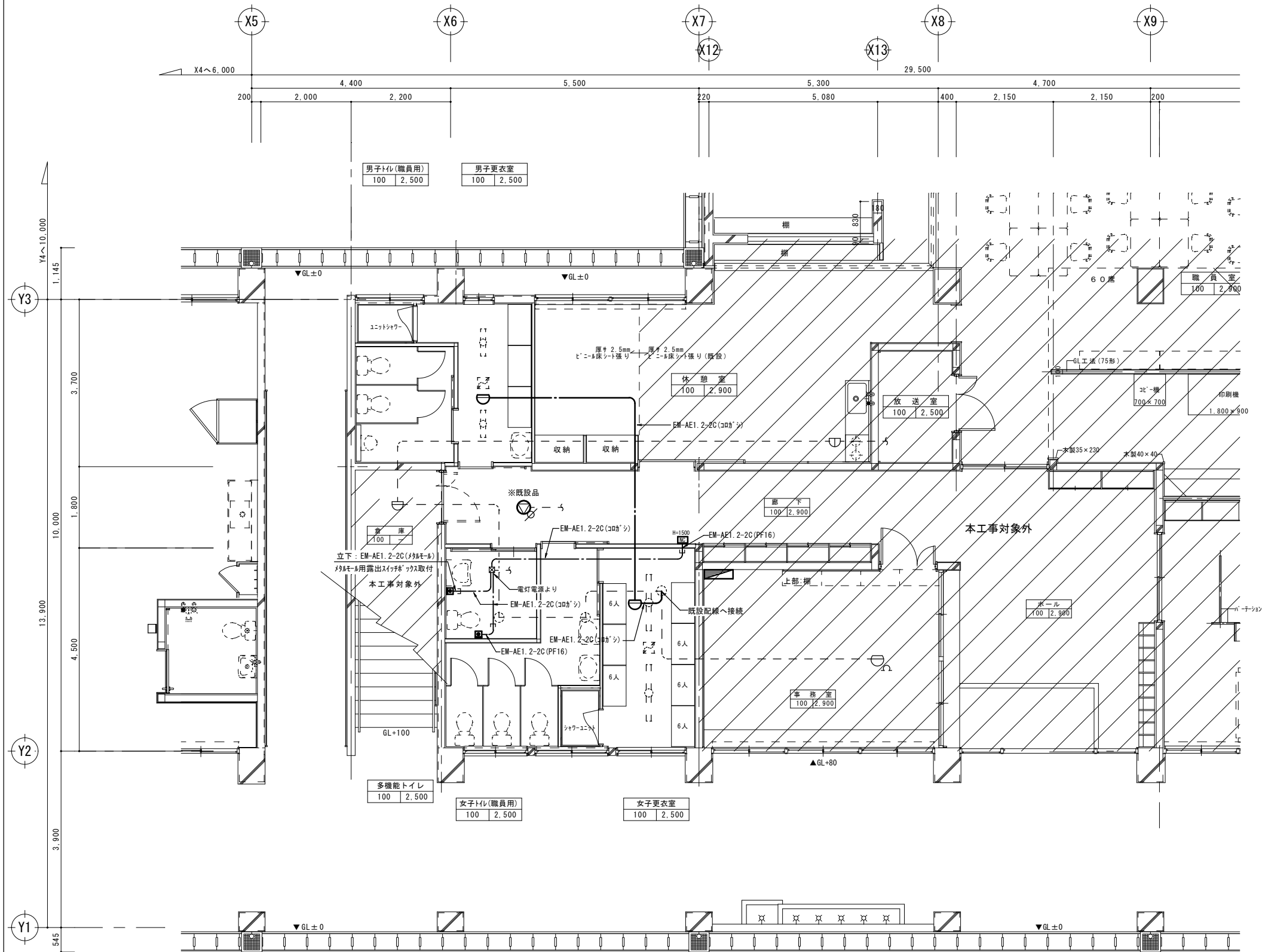
記号	名称	規格	台数
⊖	熱感知器	差動式ホット	3

移設機器表

記号	名称	規格	台数
⊙	天井埋込スポット	3W, ATT付	1

弱電設備図（改修前）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	弱電設備図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-08
検印	管理建築士	設計	設計者
		製図	名称
			資格者氏名
			登録番号
			所在地



凡 例

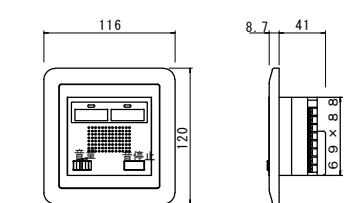
熱感知器 差動式スモット

弱电設備図（改修後） A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

NC

トイレ呼出装置親機

WQ4302K 相当品

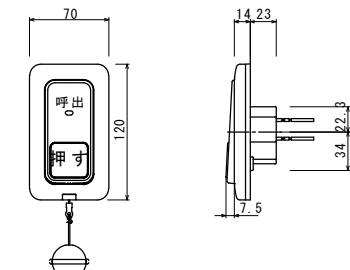


定格	AC100V 50-60Hz
消費電力	待機時3W以下 動作時5.5W以下
接続可能押印数	1回路あたり5台（2回路 合計10台まで）
形状	埋込型（適合ボックス 2個用スイッチボックス 深型）



トイレ呼出用押印

WS66772 相当品



定格	12V 0.1A（0.4VA以下）
結線方法	リード線式
備考	JIS防沫型、プルスイッチ付

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	弱电設備図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:50（A3=1:100）
備 考		図 面 番 号	E-09
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称 NHO
		製 図	資格者氏名 仲宗根 均
			登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号

1 工事概要

- (1) 工事名 : 屋部小学校職員室改修工事(その1)
(2) 工事場所 : 沖縄県名護市字屋部地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一
屋部小学校（管理棟）	ＲＣ造２階		７項
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

- (4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

[illegible]

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 7 年 4 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 7 年 4 月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

- (1) 標準仕様書等
- ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）」（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械工事編）」（令和４年版）（以下「標準図」という。）による。
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和４年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和４年版）による。
- (2) 特記仕様
- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の（ ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

- (1) 公共事業労務費調査に対する協力
- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 2) 暴力団員等による不当介入の排除対策
- 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

- (3) ウークリースタンスの実施
- 工事現場環境に関しては、ウークリースタンス実施要領の3.取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
- 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
- <https://www.pref.okinawa.jp/site/bodoku/gijiken/kankeitosyo.html>

- 4) 工事監理業務への協力等
- ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限を有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は監督員に提出すること。

- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて
- 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあつて、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。

- (6) 県産資材の優先使用
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

- (7) 下請業者の県内企業優先活用
受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。
- (8) 不発弾等発見時の処理について
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
- なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- 9) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
 - イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

- キ アから力のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 不正軽油の使用の禁止等について
- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

- (12) ガイドライン等の遵守について
- 設計変更等については、契約書 18 条から 24 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約書における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

- (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について
- ア
- 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。
- また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

- 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法廷福利費と予定価格にしめる法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
- 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
- <https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
- 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
- <https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
- 【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
- ホーム>政策・仕事>土・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市屋部地内			図面名称	機械設備特記仕様書-1
免注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	N／S
摘要				図面番号	M-01
検印	管理建築士	設計	製図	設計者氏名	NHO
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

項目

特記事項

一般共通事項

○ 1

工事実績情報の登録
(1. 1. 4)

○ 2

適用図書等
(1. 1. 6)

○ 3

別契約の関連工事
(1. 1. 7)

4

工事の一時中止に係る事項
(1. 1. 9)

5

工事の余裕期間

6

概成工期
(1. 2. 1)

○ 7

施工図等
(1. 2. 3)

○ 8

工事の記録
(1. 2. 4)

○ 9

設計図C A Dデータの貸与

○ 1 0

施工管理体制
(1. 3. 1)

項目

特記事項

○ 1 1

主任技術者等の資格

○ 1 2

監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）

1 3

電気保安技術者
(1. 3. 2)

1 4

施工条件
(1. 3. 3)

1 5

交通安全管理
(1. 3. 6)

○ 1 6

施工中の環境保全等
(1. 3. 8)

イ

検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第2 6条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。
※資格の区分1
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和2 4年法律第1 0 0号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和5 8年法律第2 5号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者
・資格の区分2
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分1のロに掲げる者
・資格の区分3
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和4 7年建設省告示第3 5 2号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

※本工事は、建設業法第2 6条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・本工事は、建設業法第2 6条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

施工条件は、図示及び以下による。
()

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月1 9日沖縄県公安委員会告示第3 8号）

(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月3 1日建設省告示第1 5 3 6号、最終改正平成1 3年4月9日国土交通省告示第4 8 7号）による建設機械を使用する。
(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年1 0月8日付け建設省経機発第2 4 9号、最終改正平成2 2年3月1 8日付け国総施設第2 9 1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7. 5～2 6 0 k W)
ア バックホウ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

項目

特記事項

○ 1 7

発生材の処理等
(1. 3. 9)

○ 1 8

工事の保険等

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など）
(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類及び処理方法	
引渡しを要するもの	・無	・有（図示）
特別管理産業廃棄物	・無	・有（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	・無	・有（図示）

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
(3) 建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「C O B R I S」（コプリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「C O B R I S」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。
ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から5 0 k m以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
(5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記H Pに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成2 4年3月2 8日付け土技第1 2 5 7号）」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成2 5年1月1 7日付け土技第9 4 2号）」に基づき、適正に処理すること。
(7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、P C B等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後1 4日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

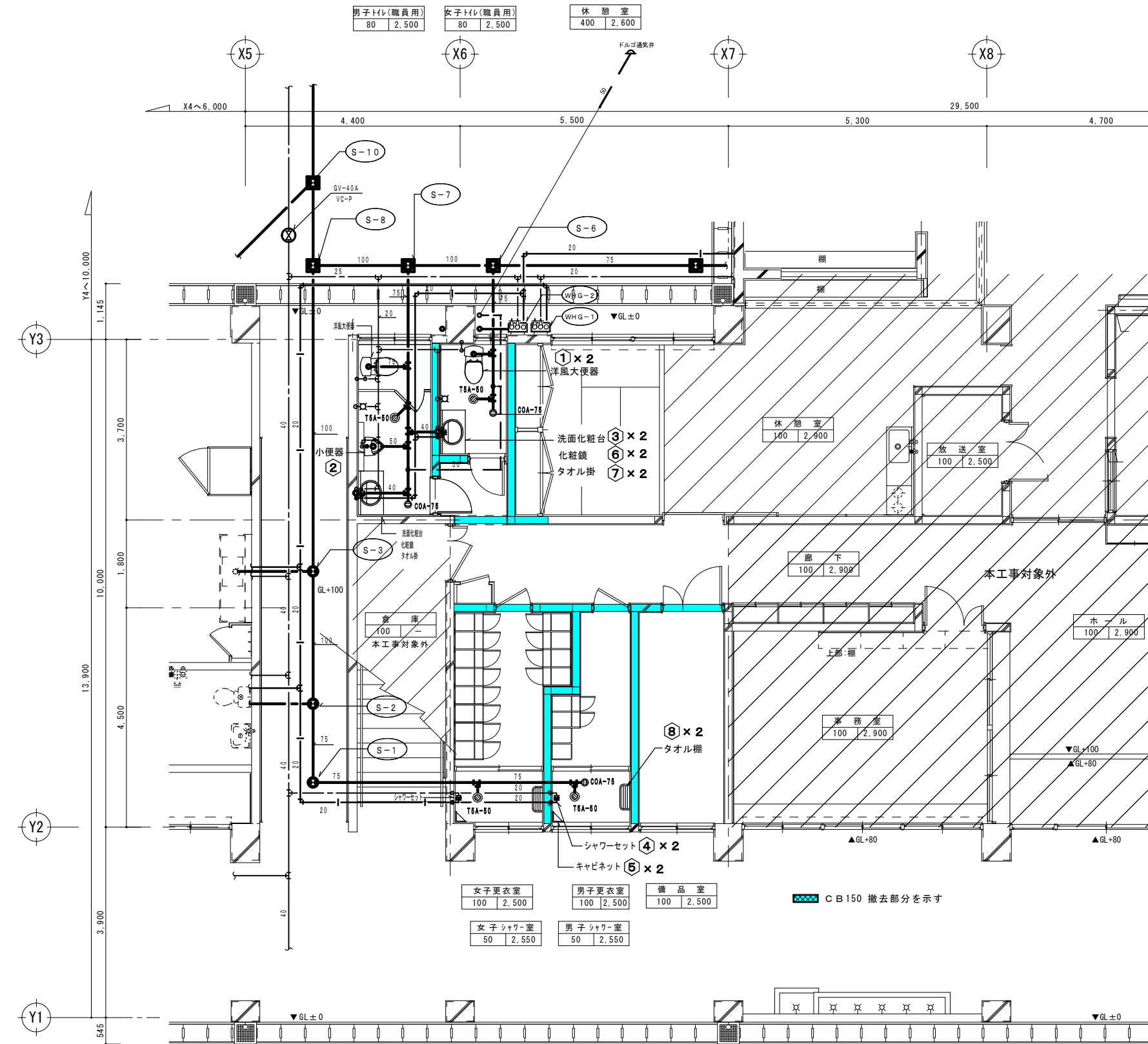
工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	機械設備特記仕様書-2
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	N / S
摘 要				図 面 番 号	M-0 2
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	N H O
				資格者氏名	仲宗根 均
				計 登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

[illegible]

特記事項				
別表－１（関連工事との取り扱い）				
工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	※
	架台、アンカーボルト	※	・	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※
インサート	インサート	※	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	・
	上記の配線	※	・	・
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	・
	上記の配線	※	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
自動制御	上記の配管、配線	・	・	・
	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
浄化槽	電源供給	・	・	・
	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	・	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	・	・	・
	残土処理	・	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	・	・
	操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・
樋	ルーフドレイン及び立て樋	※	・	・
	立て樋接続用埋設横引管	※	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	※
	上記の配管接続	※	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	※
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・	・
	その他手すり	・	・	※
※配線は接続を含むものとする。				

特記事項				
別表－２（管材）				
用途	施工箇所	管材		
冷温水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷却水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
蒸気管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
高温水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
油管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
ブライン管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷媒管	屋内一般配管	断熱材被覆銅管（JIS H 3300）		
	機械室・便所配管	〃		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742(HIVP)		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
給湯管	屋内一般配管	被覆銅管（JISH3330）		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
消火管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6741（VP）		
	機械室・便所配管	〃		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
通気管	屋内一般配管	〃		
	機械室・便所配管	〃		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
ガス管	屋内一般配管	配管用炭素鋼銅管（JIS G 3452）		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管（JISG3469）		
特記事項				
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管１０mm以上、ガス管２０mm以上とする。 ただし、液管の呼び径がφ9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 ※				

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	機械設備特記仕様書-4
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	N／S
摘 要				図 面 番 号	M－04
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	N H O
				資格者氏名	仲宗根 均
				登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



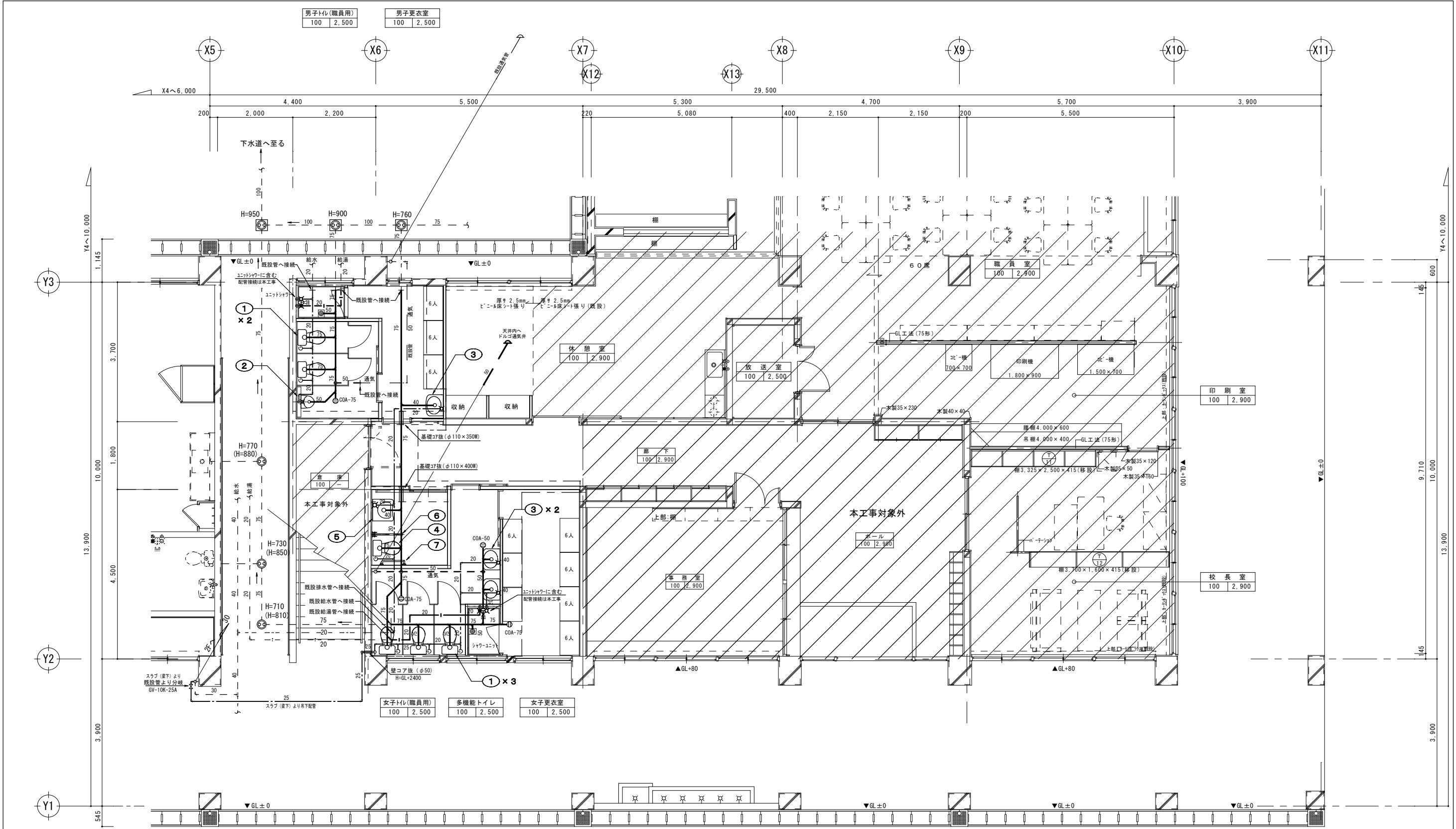
撤去機器表 ※撤去処分

番 号	名 称	規 格 ・ 品 番	台数	設置場所
①	洋風大便器	ロータンク式	2	男子・女子トイレ
②	ストール小便器	壁掛	1	男子トイレ
③	カウンター式洗面器	混合水栓 L≒950	2	男子・女子トイレ
④	シャワーセット	混合水栓	2	男子・女子シャワー室
⑤	キャビネット	コーナータイプ	2	男子・女子シャワー室
⑥	化粧鏡	350W×450H	2	男子・女子トイレ
⑦	タオル掛け		2	男子・女子トイレ
⑧	タオル棚		2	男子・女子シャワー室
㊟	排水金具	T5A-50	2	男子・女子シャワー室
㊿	掃除口	COA-75	3	男子・女子トイレ 男子シャワー室
㊿	横水栓	13mm	2	男子・女子トイレ

樹 規 格 表											
記 号	樹 種	深 さ 設計GLー	深 さ 施工GLー	樹 蓋	備 考 設置地盤高さ	記 号	樹 種	深 さ 設計GLー	深 さ 施工GLー	樹 蓋	備 考 設置地盤高さ
①	小ロインバート樹 90L-100-150	710	810	みかけ 100A	設計GL+100	⑦	小ロインバート樹 90Y-100-Y150	900	900	みかけ 100A	設計GL±0
②	小ロインバート樹 90Y-100-150	730	850	みかけ 100A	設計GL+120	⑧	小ロインバート樹 90Y-100-150	940	950	みかけ 100A	設計GL+10
③	小ロインバート樹 90Y-100-150	770	880	みかけ 100A	設計GL+110	⑨	小ロインバート樹 45L-100-150	880	900	みかけ 100A	設計GL+20
④	小ロインバート樹 90L-75-150	690	690	みかけ 100A	設計GL±0	⑩	小ロインバート樹 45Y-100-150	990	1060	みかけ 100A	設計GL+80
⑤	小ロインバート樹 ST-100-150	760	770	みかけ 100A	設計GL+10	⑪	小ロインバート樹 45Y-100-150	1070	1190	みかけ 100A	設計GL+120
⑥	小ロインバート樹 90Y-100-150	860	860	みかけ 100A	設計GL±0	⑫	小ロドロップ樹 DR-100-150	1080	1200 1460	みかけ 100A	設計GL+120

給排水設備図（改修前） A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	給排水設備図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1=1:50（A3=1:100）
摘 要				図 面 番 号	M-05
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者 名 称	NHO
				資格者氏名	仲宗根 均
				登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



注 記

樹深さ

GL-の深さを示す

() 内は仕上面よりの深さを示す

凡 例

- 給水管 : 耐衝撃性硬質塩ビ管 (H I V P)
- 排水管 : 硬質塩化ビニル管 (V P)
- 通気管 : 硬質塩化ビニル管 (V P)
- 給湯管 : 被覆鋼管

※土間取壊し及び復旧は建築工事

※埋設配管後の埋戻しは石粉にて埋戻す。

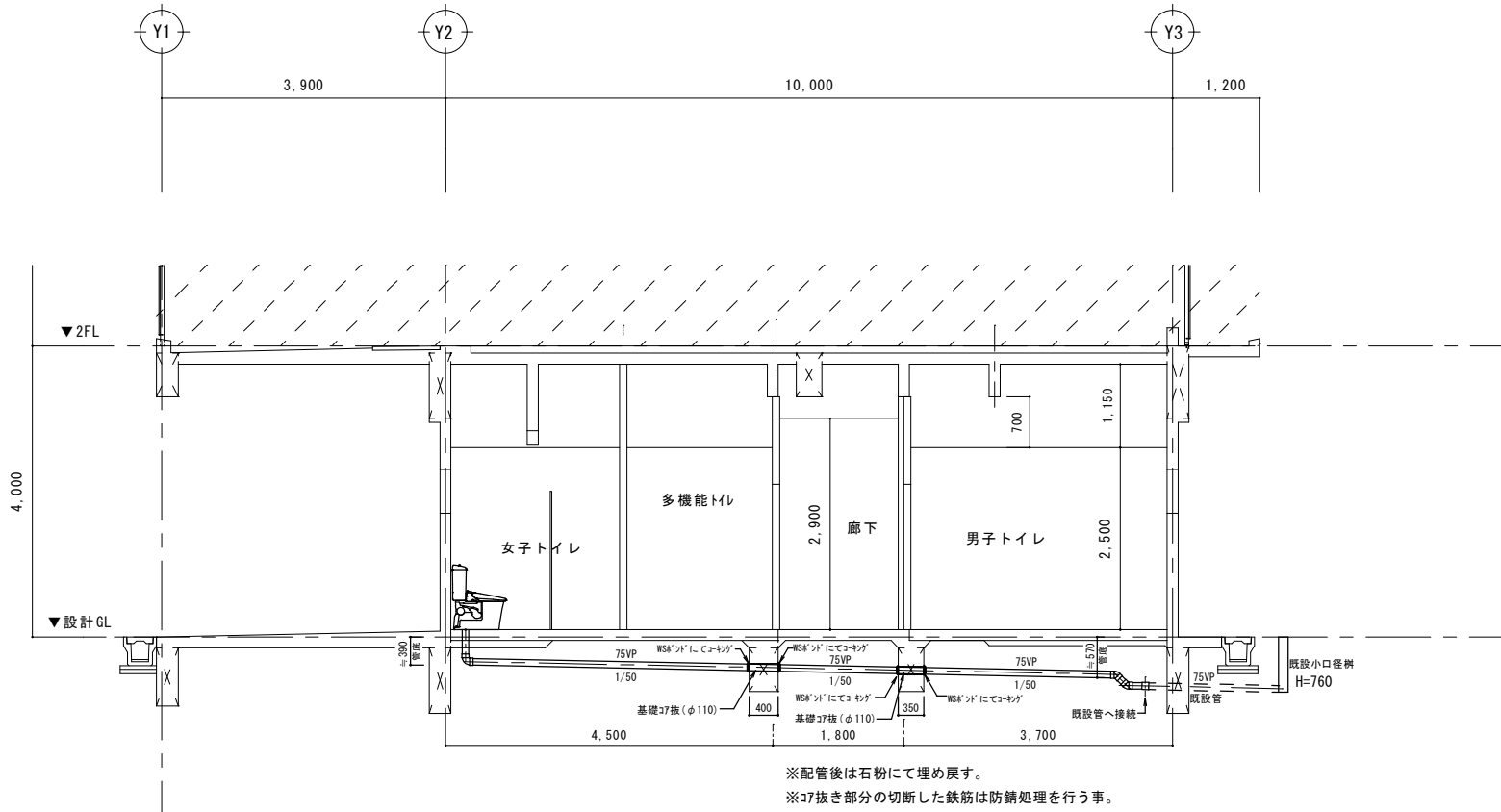
給排水設備図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その1)	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	給排水設備図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:50 (A3=1:100)
備 考		図 面 番 号	M-O-6
検 印	管理建築士	設 計	設 計 者 名 称 N H O
		製 図	資格者氏名 仲宗根 均
			登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
			所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号

衛生器具機器表（改修後）

記 号	名 称	参 考 品 番 及 び 規 格	台 数	設 置 場 所	備 考
①	洋 風 大 便 器	CS232B、SH232BA、TCF6623（ウォシュレット） 1φ100V, 318W ※その他付属品一式 YH650（棚付2連紙巻器）	5	男子・女子トイレ	JIS-C1200S
②	壁 掛 小 便 器	UHF500、TG600PN（フラッシュバルブ） ※その他付属品一式	1	男子トイレ	JIS-U520
③	洗 面 器	L250D、TLS01101J（単水栓） Sトラップその他付属品一式	3	男子・女子トイレ	JIS-L410
	化 粧 鏡	YM3045F（300×450） ※耐食鏡	3	男子・女子トイレ	
	化 粧 棚	YAK600CR 360W×120D×57H 棚：陶器製、棚受：ステンレス製	3	男子・女子トイレ	
④	身 障 者 用 大 便 器	CS20AB、SH30BA、TCF5554AUPR（ウォシュレット） 蓋なし便座 ※その他付属品一式 YH650（棚付2連紙巻器）	1	多機能トイレ	JIS-C1111R
⑤	身 障 者 用 洗 面 器	L103A、TLE33SM3A（自動水栓） 1φ100V, 24W Sトラップその他付属品一式	1	多機能トイレ	JIS-L511
	化 粧 鏡	YM4560F（450×600） ※耐食鏡	1	多機能トイレ	
⑥	腰掛便器用手すり	T113HK8R（はね上げ式） ※ステンレス製	1	多機能トイレ	
⑦	多用途用手すりL型	T113BL10（700×700） ※ステンレス製	1	多機能トイレ	



<断面図>

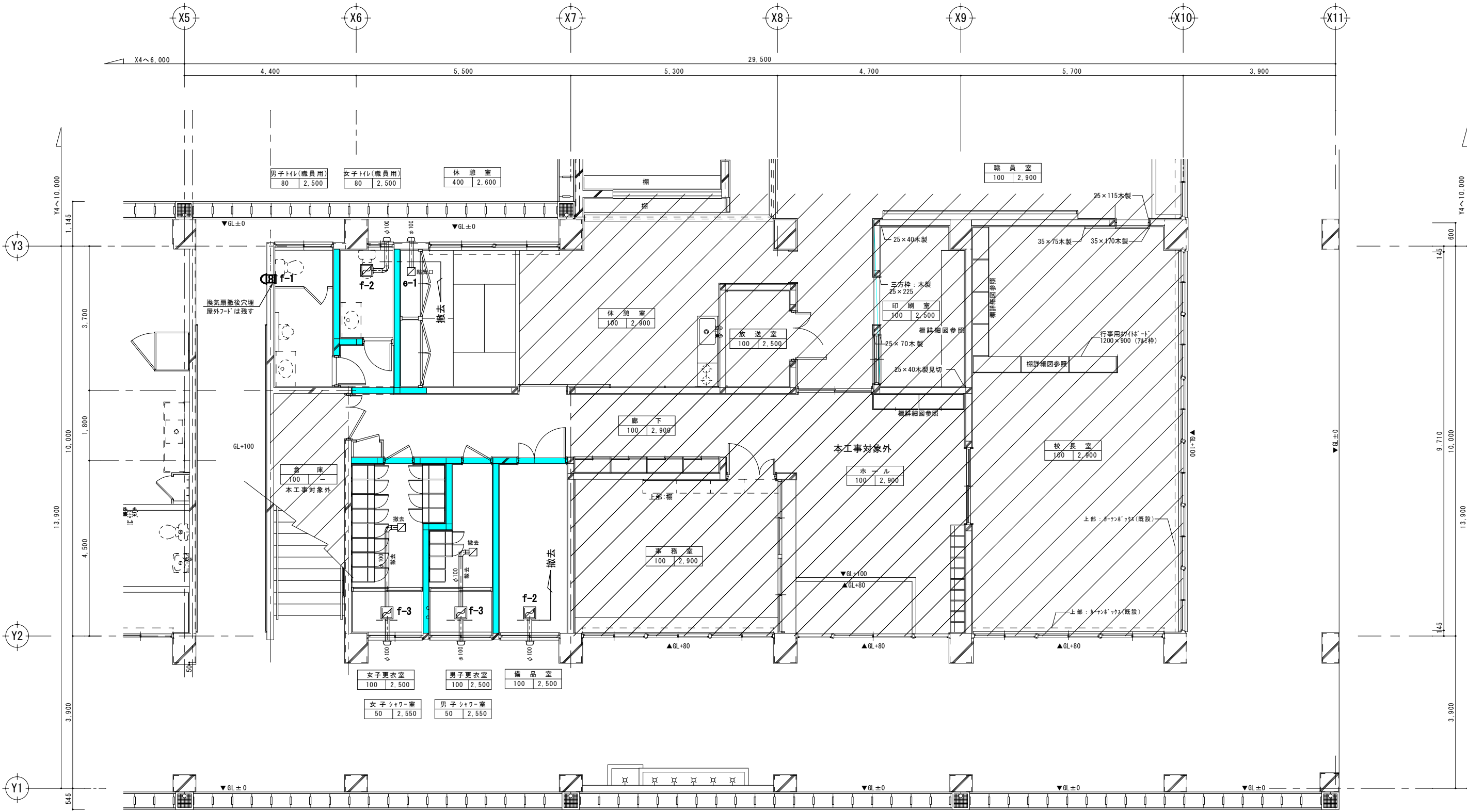
排水配管参考図（改修後） A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	衛生器具機器表、排水配管参考図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1＝1：50 （A3＝1：100）
摘 要		図 面 番 号	M－07
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 N H O 資格者氏名 仲 宗 根 均 登 録 番 号 一級建築士 大臣登録第185394号 所 在 地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号

換気機器表（改修後）

機器番号	機 器 名 称	仕 様	電 源			台 数	設 置 場 所	備 考 (参考型番)
			消費電力 (W)	相	電圧		室 名	
F-1	天井埋込換気扇	型 式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風 量 9 5 m3／h フード 深型ﾊﾞｲﾌﾟﾌｰﾄﾞ (SUS製) ※既設 開口寸法：180mm角	9.3	1	100	1	多機能トイレ	VD-10ZC14
F-2	天井埋込換気扇	型 式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風 量 1 3 0 m3／h フード 深型ﾊﾞｲﾌﾟﾌｰﾄﾞ (SUS製) ※既設 開口寸法：180mm角	15.5	1	100	1	男子トイレ	VD-13ZC14
F-3	天井埋込換気扇	型 式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風 量 1 8 0 m3／h フード 深型ﾊﾞｲﾌﾟﾌｰﾄﾞ (SUS製) ※既設 開口寸法：205mm角	15.5	1	100	1	女子トイレ	VD-15ZC14
F-4	天井埋込換気扇 (親子式)	型 式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風 量 1 2 5 m3／h フード 深型ﾊﾞｲﾌﾟﾌｰﾄﾞ (SUS製) ※既設 開口寸法：215mm角	15.5	1	100	1	男子更衣室・シャワ-	VD-10ZFC14
F-5	天井埋込換気扇 (親子式)	型 式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風 量 1 7 0 m3／h フード 深型ﾊﾞｲﾌﾟﾌｰﾄﾞ (SUS製) ※既設 開口寸法：260mm角	15.5	1	100	1	女子更衣室・シャワ-	VD-13ZFC14

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工 事 年 度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図 面 名 称	換気機器表（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	N／S
摘 要				図 面 番 号	M－08
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	N H O
				資格者氏名	仲宗根 均
				登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



撤去機器表 ※撤去処分

記号	名称	規格	台数
f-1	パイプファン	壁付	1
f-2	天井埋込換気扇	φ100	2
f-3	天井埋込換気扇	φ100 親子式	2
e-1	自然給気口	φ100	1

※屋外フードは再利用（撤去なし）

換気設備図（改修前）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

CB150 撤去部分を示す

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その１）			工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図面名称	換気設備図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1＝１：５０（A3＝１：１００）
摘要				図面番号	M－０９
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	NHO
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

換気設備図（改修後）

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その1）	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	換気設備図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50（A3=1:100）
摘要		図面番号	M-10
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	